

令和7年度老人保健健康増進等事業

介護施設等における国土強靱化対策の推進に関する調査研究事業

事業報告書

令和8年3月

PwC コンサルティング合同会社

はじめに

【事業目的】

社会福祉施設等の国土強靱化対策について、これまで累次の取組を進めてきたところであり、本年6月に閣議決定された第1次国土強靱化実施中期計画においても、耐震化対策、ブロック塀改修、水害対策、非常用自家発電設備整備の4事業が「推進が特に必要となる施策」として位置づけられ、令和12年度に向けて対策を進めることとされたところである。

他方、取組を引き続き推進していくに当たって、4事業ごとに介護施設等の立地や構造等を十分踏まえたうえで、緊急性の高い介護施設等に対する取組を一層重点化していくとともに、南海トラフ地震等の災害リスクに備えるためにも、自治体や介護事業者においてもこうした取組の重要性への意識を醸成していく必要がある。

以上を踏まえ、本事業では次のことを目的に実施した。

- ①介護事業者の耐震化対策、ブロック塀改修、水害対策、非常用自家発電設備整備の各対策の理解度や取組の実態把握
- ②対策ごとの優先度の判断基準や具体的な工法等の整理
- ③実践事例や取組効果の把握

【実施方法】

本調査研究では、次の事業を実施した上で、チェックリスト、事業報告書、事例報告書として取りまとめた。

- (1) 高齢者施設への悉皆調査
- (2) 高齢者施設への事例調査
- (3) チェックリスト、事業報告書、事例報告書の作成

目次

1. 事業概要	1
(1) 背景及び目的	1
(2) 実施概要	2
(3) 事業実施体制	3
2. チェックリスト調査	4
(1) 調査スキーム	4
(2) 調査対象	5
(3) チェックリスト	6
(4) 調査結果	18
(5) 集計結果	19
(6) 各地域の危険度等	36
3. 事例調査	42
(1) 調査対象	42
(2) 調査項目	43
(3) 調査方法	45
(4) 取りまとめ	46
資料	47
(1) チェックリスト	47
(2) 事例報告書 (別冊)	51
(3) 施設類型別 チェックリストアンケート結果集計表 (別冊)	51
(4) 都道府県別 チェックリストアンケート結果集計表 (別冊)	51

1. 事業概要

(1) 背景及び目的

① 背景

社会福祉施設等の国土強靱化対策について、これまで累次の取組を進めてきたところであり、本年6月に閣議決定された第1次国土強靱化実施中期計画においても、耐震化対策、ブロック塀改修、水害対策、非常用自家発電設備整備の4事業が「推進が特に必要となる施策」として位置づけられ、令和12年度に向けて対策を進めることとされたところである。

図表1 第1次国土強靱化実施中期計画（抜粋）

推進施策
・社会福祉施設等の耐災害性強化対策（厚生労働省・こども家庭庁）
＜目標＞
廃止予定の施設等を除く全ての社会福祉施設等（全国約22万施設）の耐震化率 99.47%【R4】→99.71%【R12】→100%【R52】
廃止予定の施設等を除く全ての社会福祉施設等（全国約22万施設）のうち、倒壊の恐れのあるブロック塀の改修が必要とされる施設（全国約500施設）の対策完了率 20%【R4】→53%【R12】→100%【52】
廃止予定の施設等を除く全ての社会福祉施設等（全国約22万施設）のうち、洪水、内水、高潮又は津波による浸水が想定される区域内にある等、水害対策（止水板設置、浸水深以上の階への避難手段確保等）が必要とされる施設（全国約42,000施設）の対策完了率 4%【R4】→24%【R12】→100%【R37】
廃止予定の施設等を除く全ての社会福祉施設等（全国約22万施設）のうち、大規模地震時にも対応可能な非常用自家発電設備（3日分の電力確保）の強化が必要とされる施設（全国7,600施設）の対策完了率 12%【R4】→49%【R12】→100%【R20】

他方、取組を引き続き推進していくに当たって、4事業ごとに介護施設等の立地や構造等を十分踏まえたうえで、緊急性の高い介護施設等に対する取組を一層重点化していくとともに、南海トラフ地震等の災害リスクに備えるためにも、自治体や介護事業者においてもこうした取組の重要性への意識を醸成していく必要がある。

② 目的

以上を踏まえ、本事業では次のことを目的に実施した。

- ①介護事業者の耐震化対策、ブロック塀改修、水害対策、非常用自家発電設備整備の各対策の理解度や取組の実態把握
- ②対策ごとの優先度の判断基準や具体的な工法等の整理
- ③実践事例や取組効果の把握

(2) 実施概要

本事業は(1)②の目的を達成するため、以下の事業を実施した。

①チェックリストの作成

厚生労働省、国土交通省などが示しているガイドライン等を参考に、令和7年6月に閣議決定された第1次国土強靱化実施中期計画においても、耐震化対策、ブロック塀改修、水害対策、非常用自家発電設備整備の4事業(以下、「4事業」という)に関するチェックリストを作成した。

②チェックリストに関する調査

①で作成したチェックリストを全国の高齢者施設等に配布し、4事業の対策状況について悉皆調査を実施した。

図表2 調査概要

調査目的	4事業の災害対策状況を把握すること
調査対象	高齢者施設等 約10万か所
調査期間	令和7年11月20日～令和8年2月20日
調査方法	<ul style="list-style-type: none">調査票を厚生労働省から都道府県等にメールにて配布。都道府県等から管轄の高齢者施設にメールにて送付。高齢者施設は回答後、弊社まで返送してもらった。

③事例調査・事例報告書作成

4事業ごとに実施している高齢者施設に対しヒアリング調査を実施し、事例報告書(事例集)を作成した。

図表3 調査概要

調査目的	4事業に関する事例を収集し、事例報告書を作成すること
調査対象	高齢者施設等 約10か所
調査期間	令和8年2月24日～令和8年3月12日
調査方法	<ul style="list-style-type: none">オンラインでヒアリングを実施実際に対策を行っている建物等について写真撮影してもらい、事例報告書に掲載

④報告書作成

①～③の事業をもとに本報告書を作成した。

(3) 事業実施体制

本事業は弊社事務局を中心に、貴省と協議の上進行した。

① 事務局体制

本事業を実施した事務局は下記のとおりである。

図表4 事務局

氏名	所属
東海林 崇	PwC コンサルティング合同会社 公共事業部 ディレクター
岡田 泰治	PwC コンサルティング合同会社 公共事業部 マネージャー
宮坂 修義	PwC コンサルティング合同会社 公共事業部 マネージャー
栗城 尚文	PwC コンサルティング合同会社 公共事業部 マネージャー
谷 真寛	PwC コンサルティング合同会社 公共事業部 マネージャー
藤井 瞭	PwC コンサルティング合同会社 公共事業部 シニアアソシエイト
井上 泰輔	PwC コンサルティング合同会社 公共事業部 シニアアソシエイト

② 実施スケジュール

本事業は令和7年9月8日に事業の内示を受け、令和8年3月31日まで、次の経過で事業を実施した。

図表5 事業経過

事業実施状況	
令和6年 9月	↑ チェックリスト作成
10月	↓
11月	↑ アンケート調査設計・準備
12月	↑ ヒアリング調査設計
令和7年 1月	↓ アンケート調査 実査
2月	↑ ヒアリング対象選定 打診
3月	↓ 集計 取りまとめ
	↑ ヒアリング対象実査 事例報告書取りまとめ
	↑ 報告書 とりまとめ

2. チェックリスト調査

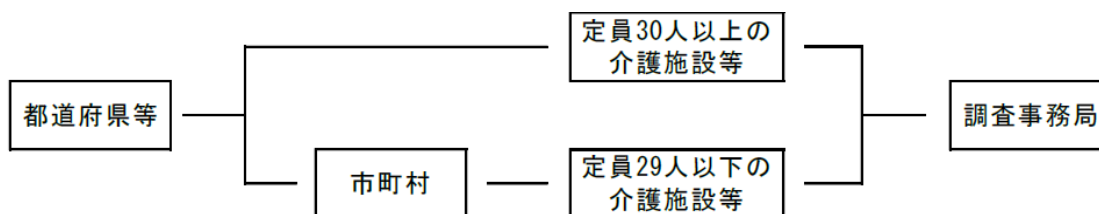
「第1次国土強靱化中期計画」（令和7年6月6日閣議決定）に掲げられた施策の今後5か年にわたる事業の適切かつ効果的な実施を図る観点から、都道府県等における取組個所数等を把握することを目的として調査を実施した。

（1）調査スキーム

都道府県等から調査対象となる管内の介護施設・事業所に送付していただくとともに、管内の介護施設・事業所の送付先一覧を弊社事務局に返信していただいた。また、調査票を送付された介護施設・事業所は必須事項を記載の上、弊社事務局に調査票を返送してもらった。

なお、調査は令和7年11月20日～令和8年2月20日の期間で実施した。

図表6 調査フレーム



(2) 調査対象

本調査では、以下の調査対象施設・事業所に対し、耐震対策、ブロック塀対策、水害対策、非常用自家発電の整備状況について調査を実施した。

図表 7 調査対象

施設区分	耐震対策	ブロック塀対策	水害対策	非常用自家発電設備
定員30人以上の特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設	回答不要	○	○	○
定員30人以上の介護老人保健施設	回答不要	○	○	○
定員30人以上の介護医療院	回答不要	○	○	○
定員30人以上の軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型）	回答不要	○	○	○
定員30人以上の養護老人ホーム	回答不要	○	○	○
定員30人以上の有料老人ホーム	回答不要	○	回答不要	回答不要
定員30人以上の老人短期入所施設（特別養護老人ホームに併設されていないもの）	回答不要	○	回答不要	回答不要
通所介護事業所	回答不要	○	回答不要	回答不要
老人福祉センター（特A型・A型・B型）	回答不要	○	回答不要	回答不要
老人福祉施設付設作業所	回答不要	○	回答不要	回答不要
老人介護支援センター（在宅介護支援センター）	回答不要	○	回答不要	回答不要
在宅複合型施設	回答不要	○	回答不要	回答不要
定員29人以下の特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設	○	○	○	○
定員29人以下の介護老人保健施設	○	○	○	○
定員29人以下の介護医療院	○	○	○	○
定員29人以下のケアハウス	○	○	○	○
定員29人以下の養護老人ホーム	○	○	○	○
都市型軽費老人ホーム	○	○	○	○
定員29人以下の有料老人ホーム	回答不要	○	回答不要	回答不要
定員29人以下の老人短期入所施設（特別養護老人ホームに併設されていないもの）	回答不要	○	回答不要	回答不要
地域密着型通所介護事業所	回答不要	○	回答不要	回答不要
認知症対応型通所介護事業所	○	○	○	○
認知症高齢者グループホーム	○	○	○	○
小規模多機能型居宅介護事業所	○	○	○	○
看護小規模多機能型居宅介護事業所	○	○	○	○
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	○	○	○	○
夜間対応型訪問介護事業所	回答不要	○	回答不要	回答不要
介護予防拠点	○	○	○	○
地域包括支援センター	○	○	○	○
生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）	○	○	○	○
緊急ショートステイ	○	○	○	○
施設内保育施設	○	○	○	○

(3) チェックリスト

耐震対策、ブロック塀対策、水害対策、非常用自家発電の整備状況について、以下のような調査項目のチェックリストを作成した。

① 耐震化対策

耐震化対策については、次の項目について調査項目として設定した。

図表 8 チェック項目（耐震化対策）

番号	設問	選択肢
1	所在市区町村は南海トラフ地震防災対策推進地域指定市町村に該当しますか。	1. 該当する 2. 該当しない
2	貴施設は新耐震基準で建てられていますか。それとも旧耐震基準で建てられていますか。	1. 新耐震基準 2. 旧耐震基準 3. 不明
3	耐震診断を行いましたか。	1. 行った 2. 行っていない 3. 不明
4	耐震診断の結果はどうだったか（総合評価）	1. 倒壊する可能性が高い 2. 倒壊する可能性がある 3. 一応倒壊しない 4. 倒壊しない 5. 不明
5	天井、照明等の非構造部材の落下防止対策等の措置を講じていますか。	1. すべて講じている 2. おおむね講じている（全体の5割以上） 3. 一部講じている（全体の5割未満） 4. まったく講じていない 5. 不明
6	地盤の安全性を確認していますか。	1. 安全性が確認された 2. 安全性が確認されていない 3. 不明
7	耐震化改修の整備意向はありますか。（ある場合は、具体的な時期を記載ください）	1. ある（令和8年度中に完了予定） 2. ある（令和9年度中に完了予定） 3. ある（令和10年度中に完了予定） 4. ある（令和11年度中に完了予定） 5. ある（令和12年度中に完了予定） 6. ある（令和13年度中に完了予定） 7. ある（時期は未定） 8. なし 9. 未定

図表 9 各項目の備考

番号	備考
2	確認申請が受理されたのが1981年5月以前か否かによって異なります。1981年・82年に竣工した建物は旧耐震の可能性があるので、もしわからない場合は、建設会社や設計事務所に問い合わせください。
3	2000年以前に建てられた場合には耐震診断を行うことが望ましいとされています。
4	耐震診断を複数回実施している場合、直近に実施した耐震診断の結果をご記入ください。
6	盛土や切土が行われた場合、地震や豪雨時に地盤沈下や土砂崩れ等が発生する可能性があるため、注意が必要です。

耐震化対策のチェック項目のポイントとして、建物及び設備の耐震措置状況を確認する観点から、建築年と設備・什器類への転倒防止策の実施状況がポイントであると考えられる。また、「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン（厚生労働省老健局令和6年3月）」によれば、次のことが示されており、チェック項目についてはこれらの要素を取り入れた。

図表 10 介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン 抜粋

2. 平常時の対応

(1) 建物・設備の安全対策

①人が常駐する場所の耐震措置

- ・ 建築年を確認し、新耐震基準が制定された 1981（昭和 56）年以前の建物は耐震補強を検討する。

（記載例）

場所	対応策	備考
建物（柱）	柱の補強/X型補強材の設置	旧耐震基準設計のもの
建物（壁）	柱の補強/X型補強材の設置	旧耐震基準設計のもの
パソコン	耐震キャビネット（固定）の採用	
キャビネット	ボルトなどによる固定	
本棚	ボルトなどによる固定	
金庫	ボルトなどによる固定	

②設備の耐震措置

- ・ 居室・共有スペース・事務所など、職員、入所者・利用者が利用するスペースでは、設備・什器類に転倒・転落・破損等の防止措置を講じる。
- ・ 不安定に物品を積み上げず、日ごろから整理整頓を行い、転落を防ぐ。
- ・ 破損して飛散した場合に特に留意が必要な箇所（ガラス天井など）や避難経路には飛散防止フィルムなどの措置を講じる。
- ・ 消火器等の設備点検及び収納場所の確認を行う。

（参照）介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン（厚生労働省老健局 令和6年3月） p12

② ブロック塀対策

ブロック塀対策については、次の項目について調査項目として設定した。なお、「組積造（れんが造、石造、鉄筋のないブロック造）と補強コンクリートブロック造で基準が異なる場合があるのでご注意ください。」といった注意書きも付記した。ブロック塀がない場合は、設問番号 9 から 17 については、調査対象外とした。

図表 11 チェック項目

番号	設問	選択肢
8	ブロック塀がありますか。	1. ある 2. ない 3. 不明
9	ブロック塀は高すぎないか。	1. 基準より高い 2. 基準以下 3. 不明
10	厚さは十分か。	1. 厚さは十分である 2. 厚さは十分ではない 3. 不明
11	控え壁がありますか。	1. 基準を満たす控え壁がある 2. 基準を満たす控え壁がない 3. 不明
12	基礎がありますか。	1. 基礎がある 2. 基礎がない 3. 不明
13	老朽化し亀裂が生じたり、傾き、ぐらつきなどが生じたりしていませんか。	1. 多く生じている（全体の 5 割以上） 2. 少し生じている（全体の 5 割未満） 3. まったく生じていない 4. 不明
14	過去に内部点検を行いましたか。	1. 行った 2. 行っていない 3. 不明
15	過去に内部点検を行った際に、基準が満たされていませんか。	1. 基準を満たしている 2. 一部基準を満たしていない 3. 全て基準を満たしていない 4. 不明
16	新たに内部点検を行ったうえで、基準が満たされていませんか。	1. 基準を満たしている 2. 一部基準を満たしていない 3. 全て基準を満たしていない 4. 不明
17	安全点検の結果、安全性に問題のあるブロック塀等の改修の整備意向はありますか。（ある場合は、具体的な時期を記載ください）	1. ある（令和 8 年度中に完了予定） 2. ある（令和 9 年度中に完了予定） 3. ある（令和 10 年度中に完了予定） 4. ある（令和 11 年度中に完了予定） 5. ある（令和 12 年度中に完了予定） 6. ある（令和 13 年度中に完了予定） 7. ある（時期は未定） 8. なし 9. 未定

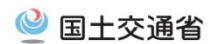
図表 12 各項目の備考

番号	備考
9	組積造は 1.2m 以下、補強コンクリートブロック造は 2.2m 以下 ※高さは地盤面から計測する。
10	組積造は壁頂までの距離の 1/10 以上、補強コンクリートブロック造は 10cm（高さ 2m 超は 15cm）以上
11	組積造は 4m 以下ごとに壁の厚さの 1.5 倍以上突出した控え壁、補強コンクリートブロック造は 3.4m 以下ごとに塀の高さの 1/5 以上突出した控え壁を設ける
15	【組積造の場合】基礎の根入れ深さは 20 cm 以上か。 【補強コンクリートブロック造の場合】 ・塀の中に直径 9 mm 以上の鉄筋が、縦横とも 80cm 間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。 ・基礎の根入れ深さは 30cm 以上か。（塀の高さが 1.2m 超の場合。）
16	【組積造の場合】基礎の根入れ深さは 20 cm 以上か。 【補強コンクリートブロック造の場合】 ・塀の中に直径 9 mm 以上の鉄筋が、縦横とも 80cm 間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされていますか。 ・基礎の根入れ深さは 30cm 以上か。（塀の高さが 1.2m 超の場合。）
17	—

国土交通省が示しているブロック塀等の点検のチェックポイントを参考に、チェック項目を作成した。

図表 13 ブロック塀等の点検のチェックポイント

ブロック塀等の点検のチェックポイント



※パンフレット「地震からわが家を守ろう」
日本建築防災協会 2013. 1 をもとに
国土交通省において一部変更

ブロック塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。
まず外観で1～5をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や分からないことがあれば、専門家に相談しましょう。

- 1. 塀は高すぎないか
・塀の高さは地盤から2.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か
・塀の厚さは10cm以上か。（塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上）
- 3. 控え壁はあるか。（塀の高さが1.2m超の場合）
・塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか
・コンクリートの基礎があるか。
- 5. 塀は健全か
・塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

- 6. 塀に鉄筋が入っているか
・塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも 80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。
・基礎の根入れ深さは30cm以上か。（塀の高さが1.2m超の場合）

組積造（れんが造、石造、鉄筋のないブロック造）の塀の場合

- 1. 塀の高さは地盤から1.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か。
- 3. 塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか。
- 5. 塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

- 6. 基礎の根入れ深さは20cm以上か。

(参照) ブロック塀等の点検のチェックポイント (国土交通省)

また、厚生労働省においても、「社会福祉施設等の耐震対策及び安全点検の状況のフォロー

アップについて（厚生労働省平成 30 年 9 月 14 日）」においてブロック塀等の安全点検の視点が整理されており、以下の資料も参考にした。

図表 14 社会福祉施設等の耐震対策及び安全点検の状況のフォローアップについて 別紙

(別紙)

(参考 1) 社会福祉施設等のブロック塀等の安全点検について

ブロック塀等の安全点検については、貴施設における各種管理規程に沿って行って下さい。安全点検を行った結果、安全性に問題が確認された場合には、速やかにブロック塀等周辺に立ち入りしないよう注意喚起を行う等の安全対策を講じて下さい。

なお、管理規程のみではブロック塀等の容観的な安全点検が困難な場合は、次の方法も考慮して安全点検を実施して下さい。

【実施方法の例】

※(参考 1-2) 社会福祉施設等のブロック塀等の安全点検フロー図も参照。

1. 組積造(れんが造、石造、鉄筋のないブロック造)の場合、下記「(外観に基づく点検)」を行う。
2. 補強コンクリートブロック造の場合、下記「(外観に基づく点検)」を行う。また、外観に基づく点検で安全性が確認されなかった場合の安全対策の検討等に当たっては、下記「(ブロック内部の点検)」を参考にする。

なお、各点検に当たっては「建築物の既設の塀の安全点検について」(平成 30 年 6 月 21 日付け国土交通省住宅局建築指導課長通知(以下、URL 及び資料添付))を参考とする。
<http://www.mlit.go.jp/common/001239762.pdf>

(外観に基づく点検)

平成 20 年 3 月 10 日国土交通省告示第 282 号に定められている調査項目のうち以下の事項に問題がないかを確認する。

- ① 高さはないか。
 (組積造は 1.2m 以下、補強コンクリートブロック造は 2.2m 以下)
 ※高さは地盤面から計測する。
- ② 厚さは十分か。
 (組積造は置頂までの距離の 1/10 以上、補強コンクリートブロック造は 10cm (高さ 2m 超は 15cm) 以上)
- ③ 控え壁があるか。
 (組積造は 4m 以下ごとに壁の厚さの 1.5 倍以上突出した控え壁、補強コンクリートブロック造は 3.4m 以下ごとに塀の高さの 1/5 以上突出した控え壁を設ける)
- ④ 基礎があるか。
- ⑤ 老朽化し亀裂が生じたり、傾き、ぐらつきなどが生じたりしていないか。

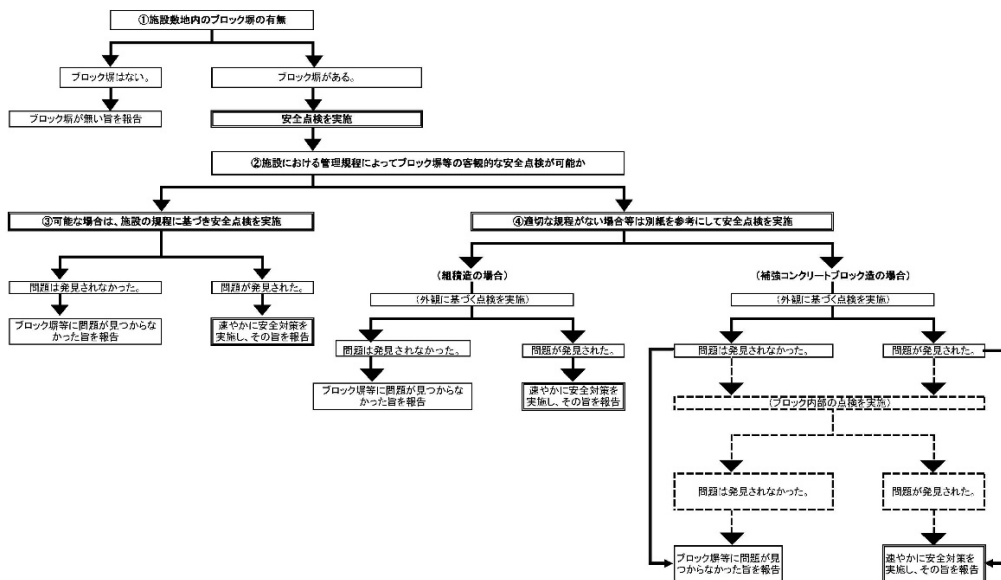
(ブロック内部の点検)

平成 20 年 3 月 10 日国土交通省告示第 282 号に定められている調査項目のうち以下の事項に問題がないかを設計図等やブロックの一部取外し等により確認する。

なお、ブロック内部の点検は、建築士、専門工事業者等の専門家の協力を得て診断することが望ましい。(※ブロック内部の点検について専門家への協力の要請を行うに当たっては、次の国土交通省のホームページに掲載された問い合わせ先一覧を活用することも可能です。
<http://mlit.go.jp/jutakukentiku/blockstei>。)

- ① 鉄筋の接合方法、モルタルの充填状況は、建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号、下「令」という。)第 62 条の 6 に照らして適切か。
- ② 鉄筋のピッチ及び定着状況は、令第 62 条の 8 に照らして適切か。
- ③ 基礎の根入れ深さは、令第 61 条又は令第 62 条の 8 に照らして適切か。

(参考 1-2) 社会福祉施設等のブロック塀等の安全点検のフロー



(参照)「社会福祉施設等の耐震対策及び安全点検の状況のフォローアップについて(厚生労働省平成 30 年 9 月 14 日事務連絡)

③ 水害対策

水害対策については、次の項目について調査項目として設定した。

図表 15 チェック項目

番号	設問	選択肢
18	ハザードマップを確認していますか。	1. 確認している 2. 確認していない 3. 不明
19	災害危険区域に該当するか	1. 該当する 2. 該当しない 3. 不明
20	土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域に該当するか	1. 土砂災害特別警戒区域に該当する 2. 土砂災害警戒区域に該当する 3. 該当しない 4. 不明
21	急傾斜地崩壊危険区域に該当するか	1. 該当する 2. 該当しない 3. 不明
22	津波災害特別警戒区域及び津波災害警戒区域に該当するか	1. 津波災害特別警戒区域に該当する 2. 津波災害警戒区域に該当する 3. 不明
23	浸水被害防止区域、都市洪水想定区域、都市浸水想定区域に該当するか	1. 該当する（最大浸水深 3m 以上） 2. 該当する（最大浸水深 1m 以上 3m 未満） 3. 該当する（最大浸水深 1m 未満） 4. 該当しない 5. 不明
24	浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水（内水）浸水想定区域、高潮浸水想定区域）に該当するか	1. 該当する（最大浸水深 3m 以上） 2. 該当する（最大浸水深 1m 以上 3m 未満） 3. 該当する（最大浸水深 1m 未満） 4. 該当しない 5. 不明
25	その他地域防災計画等で定める区域に該当するか	1. 該当する 2. 該当しない 3. 不明
26	止水板や土嚢等を用意していますか。	1. 十分な量を用意している 2. 一部用意しているが不十分 3. まったく用意していない 4. 不明
27	開口部の防水扉が正常に開閉できるか	1. 開閉できる 2. 開閉できない 3. 防水扉はない 4. 不明
28	排水ポンプ及び雨水貯留槽の設置を行っていますか。	1. ともにせっちしている 2. 雨水貯留槽は設置しているが排水ポンプは設置していない 3. 雨水貯留槽は設置していないが排水ポンプは設置している 4. ともに設置していない 5. 不明

29	垂直避難等に使用するエレベーターについて、想定される浸水深（高）以上の階にかごを移動させ運転を休止するための管制運転装置が備わっていますか。	1. 備わっている 2. 備わっていない 3. 不明
30	水害対策強化（水害発生時における避難・垂直避難の円滑な実施のために行う整備や浸水・土砂流入に伴う施設・設備等の被害を軽減するための整備等）のための整備意向はありますか。（ある場合は、具体的な時期を記載ください）	1. ある（令和8年度中に完了予定） 2. ある（令和9年度中に完了予定） 3. ある（令和10年度中に完了予定） 4. ある（令和11年度中に完了予定） 5. ある（令和12年度中に完了予定） 6. ある（令和13年度中に完了予定） 7. ある（時期は未定） 8. なし 9. 未定

なお、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（国補助金）において支援の対象としている水害対策強化事業に記載されている区域として、以下の項目も示した。

図表 16 水害対策強化事業に記載されている区域

<ul style="list-style-type: none"> (a) 建築基準法（昭和25年法律201号）第39条により指定された災害危険区域 (b) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条により指定された土砂災害警戒区域及び同法第9条により指定された特別警戒区域 (c) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条により指定された地すべり区域及び地すべり防止区域 (d) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条により指定された急傾斜地崩壊危険区域 (e) 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第53条により指定された津波災害警戒区域及び同法第72条により指定された津波災害特別警戒区域 (f) 特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条により指定された浸水被害防止区域並びに特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）附則第2条により、なお従前によるとされた都市洪水想定区域及び都市浸水想定区域 (g) 水防法（昭和24年法律第193号）第15条第1項第4号に規定する浸水想定区域（同法第14条により指定された洪水浸水想定区域、同法第14条の2により指定された雨水出水浸水想定区域及び同法第14条の3により指定された高潮浸水想定区域をいう。） (h) その他、水害における被害の発生の危険性が認められると災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条により作成された地域防災計画等で定める区域
--

水害対策としては、「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン（厚生労働省老健局 令和6年3月）」や「水害版BCP作成手引き（令和3年度版）国土交通省」を参考に、以下のような要素を取り入れ、チェック項目として整理した。

図表 17 介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン 抜粋

③水害対策

・ 以下の例を参考に確認を行う。

(水害対策のチェック例)

対象	対応策	備考
浸水による危険性の確認	毎月 1 日に設備担当による点検を実施。年 1 回は業者による総合点検を実施。	
外壁にひび割れ、欠損、膨らみはないか	同上	
開口部の防水扉が正常に開閉できるか	故障したまま	4 月までに業者に修理依頼
暴風による危険性の確認	特に対応せず	3 月までに一斉点検実施
外壁の留め金具に錆や緩みはないか		
屋根材や留め金具にひびや錆はないか		
窓ガラスに飛散防止フィルムを貼付しているか		
シャッターの二面化を実施しているか		
周囲に倒れそうな樹木や飛散しそうな物はないか		

(参照) 介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン (厚生労働省老健局 令和 6 年 3 月) p12

図表 18 水害版 BCP 作成手引き 抜粋

【モノ】			約を締結する			
物的な リスク	全交流電源喪失	リスク回避	自家発電装置、燃料等の冗長な備蓄および定期的な訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> 装置、燃料の備蓄 訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 自家発電装置の稼働、燃料の補給、主電源の停止 (装置停止時) 製造ラインの緊急停止 	<ul style="list-style-type: none"> (通電確認後) 主電源の点検および稼働 製造ライン稼働
	建屋の損壊	①リスク移転	建屋損壊時に対して付保 100%となるような保険契約の締結	<ul style="list-style-type: none"> リスク認知 保険契約の締結 	—	—
		②リスク低減	建屋補強、止水板の設置等、各種対策を行う	<ul style="list-style-type: none"> リスク認知 止水板、土嚢等の準備 人員配置の検討 訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 止水板、土嚢等の設置 主電源の停止 	<ul style="list-style-type: none"> 止水板、土嚢等の撤去 排水 主電源の稼働
		③リスク回避	高所移転	<ul style="list-style-type: none"> リスク認知 リスクの低い場所への移転 	—	—
製造ラインの停止	リスク低減	浸水により停止する製造ラインを 50%以下に留める	<ul style="list-style-type: none"> 停止する(させる)ラインの選定、確認 稼働ラインの確保に必要な物的、金銭的対応(機械の移動、購入) 稼働ラインの人員確保 訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 停止ラインの確認 稼働状況のモニタリング 定期的な状況報告と記録 	<ul style="list-style-type: none"> 停止ラインの稼働 全製造ラインの稼働状況モニタリング 	

(参照) 「水害版 BCP 作成手引き (令和 3 年度版) 国土交通省」 p29

④ 非常用自家発電設備

非常用自家発電設備については、次の項目について調査項目として設定した。なお、非常用自家発電設備がない場合、設問 32 から 36 は調査対象外とした。

図表 19 チェック項目

番号	設問	選択肢
31	電気及びガス等のライフラインや物資等の供給が寸断された状況下においても、発災後 3 日間（72 時間）以上の事業継続が可能な非常用自家発電設備がありますか。（備蓄燃料含む）。	1. ある 2. ない
32	非常用自家発電設備は浸水被害や土砂災害の被害が生じない場所に設置されていますか。	1. 全ての設備が被害が想定される場所に設置されていない 2. ほとんどの設備が被害が想定される場所に設置されていない 3. 一部の設備は被害が想定される場所に設置されている 4. 全ての設備が被害想定される場所に設置されている 5. 不明
33	非常用自家発電設備の耐震性は確保されていますか。	1. 全ての設備の耐震性が確保されている 2. ほとんどの設備の耐震性が確保されている 3. 一部の設備の耐震性が確保されている 4. 全ての設備の耐震性が確保されていない 5. 不明
34	燃料を優先的に供給を受けるための契約又は協定がありますか。	1. ある 2. ないが現在検討中である 3. ないが今後の検討も想定していない 4. 不明
35	災害時に稼働させるべき設備の優先順位をつけていますか。	1. 災害時に稼働する設備を明確化し、優先順位をつけている 2. 優先順位はつけていないが、災害時に稼働する設備を明確化している 3. 優先順位はつけておらず、災害時に稼働させる設備が何か検討できていない 4. 不明
36	非常用自家発電設備から供給される電力が室内のコンセント等に対応していますか。	1. 対応している 2. 対応していない 3. 不明
37	発災後 3 日間（72 時間）以上の事業継続が可能な非常用自家発電設備の設置や更新のための整備意向はありますか。	1. ある（令和 8 年度中に完了予定） 2. ある（令和 9 年度中に完了予定） 3. ある（令和 10 年度中に完了予定） 4. ある（令和 11 年度中に完了予定） 5. ある（令和 12 年度中に完了予定） 6. ある（令和 13 年度中に完了予定） 7. ある（時期は未定） 8. なし 9. 未定
38	非常用自家発電設備の代替（ポータブル電源、EV 車等）を用意していますか。	1. 用意している 2. 用意していない 3. 不明

非常用自家発電設備については、「高齢者施設への非常用自家発電設備等の導入に関する調

査研究事業（日本総合研究所 令和2年3月）」の調査結果も参考にした。

図表 20 高齢者施設への非常用自家発電設備等の導入に関する調査研究事業 抜粋①

1-2. 非常用自家発電設備及び給水設備メーカー

1-2-1. 非常用自家発電設備メーカー

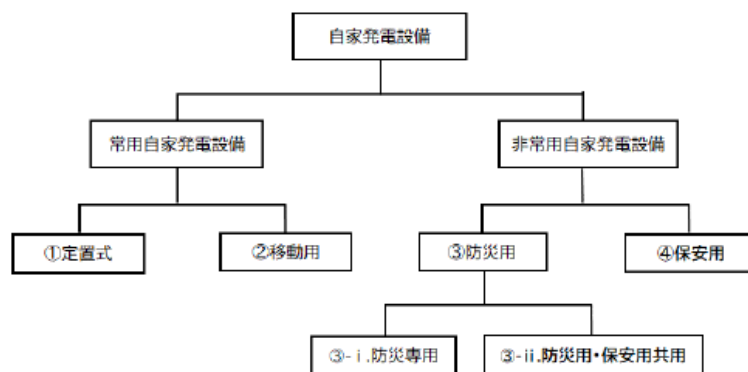
1-2-1-1. ヤンマーエネルギーシステム株式会社

(1) 高齢者施設・事業所への非常用自家発電設備導入、活用にあたっての留意点（非常用自家発電設備の特徴を含む）

①自家発電設備の分類についての理解

- ・ 自家発電設備は設置目的・用途の違いから、常用自家発電設備と非常用自家発電設備に大別できる。
- ・ さらに常用自家発電設備は、次の2つに分けられる。
 - ①工場・事業場等に恒久的に設置される定置式
 - ②建設工事現場等で使用され、設置場所が短期間で変わる移動用のもの
- ・ 非常用自家発電設備は、防災負荷の有無により、次の2つに分けられる。
 - ③防災負荷のある防災用：消防法による消防用設備等の非常電源、又は建築基準法による建築設備の予備電源として設置が義務付けられている非常用自家発電設備のことを指す。
 - ④防災負荷のない保安用のもの：一般照明、医療機器、コンピュータ等のバックアップ用電源として設置されるものを指す。
- ・ 防災用の発電機は、スプリンクラーや消火栓ポンプへの供給等、火災時の避難用、消火用として想定されているため、稼働時間は約2時間程度、それを見込んだ燃料の量を搭載できる大きさのものが主なため、非常用自家発電設備を導入するのであれば、想定用途の検討が重要になる。
- ・ 防災用と一般の非常用自家発電設備を同じ発電機で対応する場合（下図③-iiに該当する設備を導入する場合）、事前に所管の消防署との協議が必要。

自家発電設備の分類



ヤンマーエネルギーシステム株式会社からの聞きとりおよび一般社団法人日本内燃力発電設備協会、2017年9月、「自家発 Q&A18」、『内発協ニュース』をもとに作成。

(参照) 高齢者施設への非常用自家発電設備等の導入に関する調査研究事業（日本総合研究所 令和2年3月） p101

図表 21 高齢者施設への非常用自家発電設備等の導入に関する調査研究事業 抜粋②

1-2-1-2. デンヨー株式会社

(1) 高齢者施設・事業所への非常用自家発電設備導入、活用にあたっての留意点（非常用自家発電設備の特徴を含む）

①非常用自家発電設備の種類と特徴の理解

- ・ 現在普及している主な非常用自家発電設備には 2 種類あり、燃料の違いによってディーゼルエンジン型非常用発電機（液化燃料）と、LP ガス発電機に分けられる。

非常用自家発電設備ごとの特徴（メリット、デメリット、留意点等）

	ディーゼルエンジン発電機	LP ガス発電機
騒音	振動や騒音が大きめ。	・ 振動や騒音が少なく、比較的静か。
排気ガス	粒子状物質(PM)、黒煙を含む。	・ 粒子状物質(PM)や黒煙は含まない。
起動しやすさ	急激な負荷変動にも対応可能。	・ 動力負荷の変動にあまり向いていない。 ・ 起動に時間を要する
汎用性	燃料が軽油のため、汎用性が低い。	・ 燃料がLPガスのため、暖房や調理等にも利用できる(炊き出し可能)。
燃料コスト	ランニングコストが安価。	・ 長時間の連続運転の面でみると、若干不利。
燃料	・ 劣化する。 ・ 非常時には入手困難になることが多い。	・ 劣化しない ・ 非常時でも燃料入手がしやすい
機種	・ 機種の種類・容量が豊富（容量 10kVA から 1,000kVA くらいまで）。 ・ 容量が大きくなる分、燃料タンクは大きくなる。→スペースの問題。	・ 8kVA または 45kVA の 2 機種のみ。 ・ 大きな施設でガス発電機を用いる場合、発電容量が大きくなるため、設備も複数台並列して設置することになる。→スペースの問題。

デンヨー株式会社からの聞きとりをもとに作成。

(参照) 高齢者施設への非常用自家発電設備等の導入に関する調査研究事業（日本総合研究所 令和 2 年 3 月） p104

また、BCP の視点で最低限備えておくべきポイントもチェック項目として反映にすべく、「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン（厚生労働省老健局 令和 6 年 3 月）」、「BCP の考え方に基づく病院災害対応計画作成の手引き（厚生労働省医政局平成 25 年 3 月）」も参考にした。

図表 22 介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン 抜粋

(2) 電気が止まった場合の対策

①自家発電機が設置されていない場合

- ・ 電気なしでも使える代替品(乾電池や手動で稼働するもの)の準備や業務の方策を検討。
- ・ 自動車のバッテリーや電気自動車の電源を活用することも有用である。

②自家発電機が設置されている場合

- ・ 自家発電機を稼働できるよう、予め自家発電機の設置場所・稼働方法を確認しておく。
- ・ 自家発電機のカバー時間・範囲を確認し、使用する設備を決めた上で優先順位をつける。
(例. 最優先：医療機器・情報収集、優先：照明・空調)

(記載例)

稼働させるべき設備	自家発電機または代替策
医療機器：喀痰吸引、人工呼吸器など	自家発電機： 400Kw x 8 時間使用可能。燃料は●●。 乾電池：単三●本、単四●本
情報機器：パソコン、テレビ、インターネットなど	
冷蔵庫・冷凍庫 夏場は暑さ対策として保冷剤等を用意	
照明器具、冷暖房器具	

(参照) 介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン (厚生労働省老健局 令和6年3月) p13

図表 23 BCP の考え方に基づく病院災害対応計画作成の手引き 抜粋

7 ライフライン				
自家発電	自家発電装置はありますか？	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない	ある(→ kVA 台)	設備状況(リスト)
	停電試験を定期的に行っていますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ		実施実績一覧表
	自家発電の供給量は通常の1日あたりの電力使用量の何%ですか？	(%)	通常の1日あたりの電力使用量 kVA	使用実績
	非常用電源が以下の設備に接続されていますか？			
	救急部門	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ		設備状況(リスト)
	エレベータ	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	はい(→何台 台)	設備状況(リスト)
	CT診断装置	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ		設備状況(リスト)
燃料	災害対策本部	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ		設備状況(リスト)
	自家発電装置の備蓄燃料はありますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	はい(→何日分ですか？ (日分))	使用実績
受水槽	燃料を優先的に供給を受けるための契約または協定がありますか？	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない		契約書、協定書
	受水槽は設置されていますか？	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない	ある(→ 受水槽の合計容量はどれくらいですか？(L))	設備状況(リスト)
			→一日の上水道の使用量 Lの %	使用実績
雑用水道(井戸)	受水槽、配管には耐震対策措置が施されていますか？	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない		設備状況(リスト)
	上水道の供給が得られない場合に備えた貯水槽がありますか？	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない	ある(→ 貯水槽の合計容量はどれくらいですか？(L))	設備状況(リスト)
	上水道の供給が得られない場合に備えた井戸等がありますか？	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない	ある(→ 一日あたりの最大供給量 L)	設備状況(リスト)
下水	下水配管には耐震対策措置が施されていますか？	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない		設備状況(リスト)

(参照) BCP の考え方に基づく病院災害対応計画作成の手引き (厚生労働省医政局平成 25 年 3 月) 別表 BCP チェックリ

スト p2

(4) 調査結果

調査実施後の有効回答と回収率は次の通り。なお、「送付リスト」は都道府県等より調査票配布先として送付してもらったリストを指している。各災害対策は重複している場合があり、水害対策と非常用自家発電整備の調査対象数は同じである。

図表 24 チェック項目

	有効回答数	送付リストより送付数	回収率
耐震化対策	8,555	27,693	30.9
ブロック塀対策	26,919	99,260	27.1
水害対策・非常用自家発電設備	14,683	44,979	37.9
不明（リスト上施設種別が不明）	103	3,405	
回答全体	27,025	102,665	26.3
施設種別不明を除いた場合	26,922	99,260	27.1

(5) 集計結果

耐震化対策、ブロック塀対策、水害対策、非常用自家発電の集計結果は次のとおりである。

① 耐震化対策

耐震化対策の状況について、今回作成したチェック項目に従い、内容を確認した。その結果を各項目について、以下の通り集計した。なお、施設別、都道府県別の集計結果は資料編に掲載する。

ア. 南海トラフ地震防災対策推進地域指定市町村

回答事業所が南海トラフ地震防災対策推進地域の指定をされているかどうかを確認すると、今回の回答のうち、57.2%が該当しており、42.7%が該当しないとの結果であった。南海トラフ地震防災対策推進地域に定められると、地域防災計画の中で南海トラフ地震に係る事項を定める必要があるとともに、津波避難対策に関する事業者計画を作成、届出が必要となる。

図表 25 南海トラフ地震防災対策推進地域指定市町村 該当の有無

	件数	%
該当しない	4,897	57.2
該当する	3,653	42.7
不明	5	0.1
合計	8,555	100.0

イ. 建築基準

確認審査が受理された日時が、1981年5月以前に行われた場合は旧耐震基準であり、それ以降に確認審査が行われた場合は新耐震基準となる。建築基準を確認すると、新耐震基準の施設は77.0%であり、旧耐震基準である事業所は8.9%であった。また、不明についても11.9%と一定割合存在した。

図表 26 建築基準

	件数	%
新耐震基準	6,585	77.0
旧耐震基準	763	8.9
不明	1,020	11.9
無回答	187	2.2
合計	8,555	100.0

ウ. 耐震診断

2000年以前に建てられた建物の場合、耐震診断を行うことが望ましいとされている。本設問では回答施設すべてに対し、耐震診断を実施したかどうかを確認すると、行ったとの回答は13.6%であった。不明との回答も29.0%と多く、本調査に回答した人が把握していない割合も多かった。

図表 27 耐震診断

	件数	%
行った	1,161	13.6
行っていない	4,665	54.5
不明	2,479	29.0
無回答	250	2.9
合計	8,555	100.0

次に耐震診断を行った回答した 1,161 施設に対し、耐震診断の結果を尋ねた。その結果、「倒壊しない (68.8%)」、「一応倒壊しない (18.9%)」であり、倒壊しない施設や全体の約 9 割弱であった。

図表 28 耐震診断結果

	件数	%
倒壊する可能性が高い	18	1.6
倒壊する可能性がある	53	4.6
一応倒壊しない	219	18.9
倒壊しない	799	68.8
不明	71	6.1
無回答	1	0.1
合計	1,161	100.0

エ. 非構造部材の耐震対策

天井、照明等の非構造部材の落下防止対策等の措置を講じていますかを尋ねると、「不明」との回答が 29.5%であった。これを除くと、「すべて講じている」「おおむね講じている（全体の 5 割以上）」「まったく講じていない」との回答がそれぞれ 2 割弱であった。

図表 29 非構造部材の耐震対策

	件数	%
すべて講じている	1,667	19.5
おおむね講じている（全体の 5 割以上）	1,615	18.9
一部講じている（全体の 5 割未満）	816	9.5
全く講じていない	1,676	19.6
不明	2,522	29.5
無回答	259	3.0
合計	8,555	100.0

オ. 地盤の安定性

盛土や切土が行われた場合、地震や豪雨時に地盤沈下や土砂崩れ等が発生する可能性があるため、注意が必要であることから、地盤の安定性についても確認を行った。その結果、43.3%

が「安全性が確認された」との回答であったが、不明との回答も 48.7%であった。回答者が地盤の安定性の状況を把握していないか、「地盤の安全性を確認していますか」という設問だけでは十分に確認できないことが想定される。

図表 30 地盤の安全性

	件数	%
安全性が確認された	3,708	43.3
安全性が確認されていない	426	5.0
不明	4,166	48.7
無回答	255	3.0
合計	8,555	100.0

カ. 旧耐震基準施設の耐震診断および対策

旧耐震基準で建てられた建物であるにもかかわらず、耐震診断を行っていない施設は 371 施設あった。なお、介護予防拠点、生活支援ハウス、緊急ショートステイ、施設内保育施設を除いた施設数は 345 施設であった。旧耐震基準施設と回答した施設のうち、それぞれ 48.6%、45.2%と約半数弱が耐震診断を行っていないとの結果であった。

図表 31 旧耐震基準施設での耐震診断の実施状況

	件数	%
旧耐震基準だが、耐震診断を行っていない施設	371	48.6
上記より介護予防拠点、生活支援ハウス、緊急ショートステイ、施設内保育施設を除いた施設	345	45.2

※旧耐震基準施設 763 施設の内数

また、このような旧耐震診断施設で、耐震診断も行っていない施設のうち、天井、照明等の非構造部材の落下防止対策等の措置を全く講じておらず、地盤の安全性も確認されていない特に危険度の高い施設は 44 施設であった。なお、介護予防拠点、生活支援ハウス、緊急ショートステイ、施設内保育施設を除いた施設数は 38 施設であった。

図表 32 旧耐震基準施設での耐震診断の未実施 かつ 落下防止対策未措置、地盤安全性未確認施設

	件数	%
旧耐震基準だが、耐震診断を行っておらず、落下防止対策等の措置も講じておらず、かつ、地盤の安全性も確認されていない施設	44	5.8
上記より介護予防拠点、生活支援ハウス、緊急ショートステイ、施設内保育施設を除いた施設	38	5.0

※n=旧耐震基準施設 763 施設

キ. 耐震化改修の整備意向

耐震化改修の整備意向について、意向の有無と、ある場合は具体的な時期について確認した。回答のうち、63.4%が「なし」、18.4%が「未定」、13.5%が「ある（時期は未定）」という結果であり、ほぼすべての施設が整備意向はあまりないことが確認された。

図表 33 耐震化改修の整備意向

	件数	%
ある（令和 8 年度中に完了予定）	24	0.3
ある（令和 9 年度中に完了予定）	13	0.2
ある（令和 10 年度中に完了予定）	0	0.0
ある（令和 11 年度中に完了予定）	0	0.0
ある（令和 12 年度中に完了予定）	2	0.0
ある（令和 13 年度以降に完了予定）	5	0.1
ある（時期は未定）	1,156	13.5
なし	5,423	63.4
未定	1,577	18.4
無回答	355	4.1
合計	8,555	100.0

② ブロック塀対策

ブロック塀の状況について、今回作成したチェック項目に従い、内容を確認した。その結果を各項目について、以下の通り集計した。なお、施設別、都道府県別の集計結果は資料編に掲載する。

ア. ブロック塀の有無

ブロック塀の有無について確認すると、ない施設は 82.2% であり、ある施設は全体の 17.2% であった。

図表 34 ブロック塀の有無

	件数	%
ない	22,135	82.2
ある	4,626	17.2
不明	57	0.2
無回答	101	0.4
合計	26,919	100.0

イ. ブロック塀の状況

ブロック塀がある施設のブロック塀の状況について、高さ、厚さ、控え壁の有無、基礎の状況が安全な基準を満たしているかを確認した。なお、ブロック塀については、組積造（れんが造、石造、鉄筋のないブロック造）と補強コンクリートブロック造で基準が異なる場合があることから、基準欄に基準を記載して回答しやすいようにした。

ブロック塀の高さについては、地盤面から高さを計測し、組積造は 1.2m 以下、補強コンクリートブロック造は 2.2m 以下であることが基準であることから、この基準通りかどうかを確認した。その結果、79.4% が基準以下と回答であった。

図表 35 ブロック塀の高さ

	件数	%
基準より高い	417	9.0
基準以下	3,675	79.4
不明	520	11.2
無回答	14	0.3
合計	4,626	100.0

ブロック塀の厚さは、組積造は壁頂までの距離の 1/10 以上、補強コンクリートブロック造は 10cm（高さ 2 m 超は 15cm）以上であることを基準として、厚さが十分かどうかを確認した。その結果、「厚さは十分である」との回答は 80.7%であった。

図表 36 ブロック塀の厚さ

	件数	%
厚さは十分である	3,732	80.7
厚さは十分ではない	120	2.6
不明	752	16.3
無回答	22	0.5
合計	4,626	100.0

控え壁については、組積造は 4m 以下ごとに壁の厚さの 1.5 倍以上突出した控え壁、補強コンクリートブロック造は 3.4m 以下ごとに塀の高さの 1/5 以上突出した控え壁を設けているかといった基準を満たしているかどうかを確認した。その結果、不明が 38.6%と回答割合が最も大きかった。このことから、回答者がブロック塀における控え壁の状況をあまり把握していないことが想定される。また、基準を満たす控え壁がないとの回答も 32.3%と基準を満たす控え壁があるとの回答より割合が大きかった。

図表 37 控え壁

	件数	%
基準を満たす控え壁がある	1,268	27.4
基準を満たす控え壁がない	1,493	32.3
不明	1,786	38.6
無回答	79	1.7
合計	4,626	100.0

次にブロック塀に基礎があるかについて確認した。その結果、不明が 34.0%と回答割合が最も大きかった。このことから、回答者がブロック塀における基礎の状況をあまり把握していないことが想定される。また、不明以外については、基礎があるとの回答が 62.5%と最も回答割合が大きかった。

図表 38 ブロック塀の基礎の有無

	件数	%
基礎がある	2,893	62.5
基礎がない	123	2.7
不明	1,572	34.0
無回答	38	0.8
合計	4,626	100.0

ウ. ブロック塀の老朽化の状況

ブロック塀が老朽化し亀裂が生じたり、傾き、ぐらつきなどが生じていないかを確認した。その結果、まったく生じていないとの回答が 73.6%であった。「多く生じている（全体の 5 割以上）」という危険度が高い施設は 0.7%にとどまった。

図表 39 ブロック塀の老朽化の状況

	件数	%
多く生じている（全体の 5 割以上）	36	0.8
少し生じている（全体の 5 割未満）	753	16.3
全く生じていない	3,406	73.6
不明	398	8.6
無回答	33	0.7
合計	4,626	100.0

エ. ブロック塀の現状と老朽化の影響

ブロック塀があるが、ブロック塀の高さ、厚さ、控え壁の設置状況、基礎の状況がいずれの項目も十分ではない場合、より危険度が高いと考えられる。そのようなブロック塀がある施設は 502 施設(10.9%)であった。さらに、老朽化し亀裂が生じたり、傾き、ぐらつきが全体の 5 割以上に生じているか状況が不明である施設は 180 施設(3.9%)であった。このうち、実際に老朽化し亀裂が生じたり、傾き、ぐらつきが全体の 5 割以上に生じていることが明確に分かっているより危険度が高い施設は 27 施設 (0.6%)であった。

図表 40 ブロック塀の状況

	件数	%
ブロック塀の高さ、厚さ、控え壁の設置状況、基礎の状況がいずれも十分ではない施設	502	10.9
上記に加え、老朽化し亀裂が生じ、傾き、ぐらつきが全体の 5 割以上に生じている、あるいは状況が不明である施設	180	3.9
上記のうち、老朽化し亀裂が生じ、傾き、ぐらつきが全体の 5 割以上に生じていることが明確に分かっている施設	27	0.6

※n=ブロック塀がある施設 4,626 施設

オ. ブロック塀の内部点検の状況

過去にブロック塀の内部点検を行ったかについて確認すると、「不明」が 39.2%と最も大きく、次いで「行っていない」が 38.0%であった。「行った」との回答は 22.1%にとどまった。内部点検の状況についても、回答者はあまり把握していないと考えられる。

図表 41 ブロック塀の内部点検の状況

	件数	%
行った	1,021	22.1
行っていない	1,760	38.0
不明	1,812	39.2
無回答	33	0.7
合計	4,626	100.0

次に、内部点検を行ったと回答した 1,021 施設に対し、過去に行った内部点検の結果、以下に示す基準が満たされているかを確認した。その結果、85.4%が基準を満たしているとの回答であった。

図表 42 ブロック塀の内部点検の基準

<p>組積造の場合：基礎の根入れ深さは 20 cm 以上か、 補強コンクリートブロック造の場合：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・塀の中に直径 9 mm 以上の鉄筋が、縦横とも 80cm 間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。 ・基礎の根入れ深さは 30cm 以上か。（塀の高さが 1.2m 超の場合。） <p>内部点検を行った結果、基準を満たしたか</p>
--

図表 43 ブロック塀の内部点検の結果

	件数	%
基準を満たしている	872	85.4
一部基準を満たしていない	65	6.4
全て基準を満たしていない	9	0.9
不明	75	7.3
無回答	0	0.0
合計	1,021	100.0

カ. ブロック塀等の改修の整備意向

耐震化改修の整備意向について、意向の有無と、ある場合は具体的な時期について確認した。回答のうち、51.7%が「なし」、18.4%が「未定」、20.0%が「ある（時期は未定）」という結果であり、ほぼすべての施設が整備意向があまりないことが確認された。

図表 44 ブロック塀等の改修の整備意向

	件数	%
ある（令和 8 年度中に完了予定）	45	0.9
ある（令和 9 年度中に完了予定）	25	0.5
ある（令和 10 年度中に完了予定）	0	0.0
ある（令和 11 年度中に完了予定）	0	0.0
ある（令和 12 年度中に完了予定）	1	0.0
ある（令和 13 年度以降に完了予定）	4	0.1
ある（時期は未定）	956	20.0
なし	2,472	51.7
未定	880	18.4
無回答	476	9.9
合計	4,784	100.0

③ 水害対策

水害対策の状況について、今回作成したチェック項目に従い、内容を確認した。その結果を各項目について、以下の通り集計した。なお、施設別、都道府県別の集計結果は資料編に掲載する。

ア. 水害に関するハザードマップの確認状況

水害対策の方法でハザードマップの確認をしているかどうかを尋ねると、確認している施設は 98.6%あった。多くの施設で水害に関するハザードマップをほぼすべての施設で確認している現状が確認できた。

図表 45 ハザードマップの確認状況

	件数	%
確認している	14,472	98.6
確認していない	118	0.8
不明	15	0.1
無回答	78	0.5
合計	14,683	100.0

イ. 水害関連の地域の状況

ハザードエリアに立地している施設¹は 50.3%の施設であった。うち、災害レッドゾーン

¹ 本調査では災害危険区域、土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、津波災害特別警戒区域・津波災害警戒区域、浸水被害防止区域、都市洪水想定区域、都市浸水想定区域、浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水（内水）浸水想定区域、高潮浸水想定区域）に該当する施設を指す。

に立地している施設²は32.0%の施設で、災害イエローゾーンに立地している施設³は18.3%の施設だった。

図表 46 ハザードエリアに立地している施設

	件数	%
ハザードエリアに立地している施設	7,380	50.3
うち、災害レッドゾーンに立地している施設	4,700	32.0
うち、災害イエローゾーンに立地している施設	2,680	18.3
ハザードエリアに立地していない施設	7,105	48.4
不明 ⁴	198	1.3
合計	14,683	100.0

災害危険区域に立地する施設は28.5%の施設であった。

図表 47 災害危険区域

	件数	%
該当する	4,181	28.5
該当しない	10,074	68.6
不明	333	2.3
無回答	95	0.6
合計	14,683	100.0

土砂災害特別警戒区域に立地する施設は3.8%の施設で、土砂災害警戒区域に立地する施設は9.0%であった。

図表 48 土砂災害特別警戒区域及び土砂災害計画区域

	件数	%
土砂災害特別警戒区域に該当する	558	3.8
土砂災害警戒区域に該当する	1,326	9.0
該当しない	12,592	85.8
不明	128	0.9
無回答	79	0.5
合計	14,683	100.0

² 本調査では地すべり防止区域を除いた、災害危険区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、津波災害特別警戒区域に該当する施設を指す。

³ 本調査では土砂災害警戒区域、津波災害警戒区域、浸水被害防止区域、都市洪水想定区域、都市浸水想定区域、浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水（内水）浸水想定区域、高潮浸水想定区域）に該当する施設を指す。

⁴ 一部無回答及び不明と回答があり、当該回答以外は注1で記載した区域に該当しない施設を指す。

急傾斜地崩壊危険区域に立地する施設は 4.6%の施設であった。

図表 49 急傾斜地崩壊危険区域

	件数	%
該当する	680	4.6
該当しない	13,591	92.6
不明	332	2.3
無回答	80	0.5
合計	14,683	100.0

津波災害特別警戒区域に立地する施設は 1.3%の施設で、津波災害警戒区域に立地する施設は 4.1%であった。

図表 50 津波災害特別警戒区域、津波災害警戒区域

	件数	%
津波災害特別警戒区域に該当する	192	1.3
津波災害警戒区域に該当する	595	4.1
該当しない	13,660	93.0
不明	157	1.1
無回答	79	0.5
合計	14,683	100.0

浸水被害防止区域、都市洪水想定区域、都市浸水想定区域のいずれかに立地する施設は全体で 79.1%の施設であった。そのうち、最大浸水深が 3m以上と想定される区域に立地する施設は、4.8%、1m 以上 3m未満に立地する施設は 7.7%、1m 未満の施設は 6.7%であった。

図表 51 浸水被害防止区域、都市洪水想定区域、都市浸水想定区域

	件数	%
該当する（最大浸水深 3m 以上）	699	4.8
該当する（最大浸水深 1m 以上 3m 未満）	1,131	7.7
該当する（最大浸水深 1m 未満）	983	6.7
該当しない	11,742	80.0
無回答	128	0.9
合計	14,683	100.0

浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水（内水）浸水想定区域、高潮浸水想定区域）に立地する施設は全体で 35.8%の施設であった。そのうち、最大浸水深が 3m以上と想定される区域に立地する施設は、8.1%、1m 以上 3m未満に立地する施設は 14.3%、1m 未満の施設は 13.4%であった。

図表 52 浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水（内水）浸水想定区域、高潮浸水想定区域）

	件数	%
該当する（最大浸水深 3m 以上）	1,185	8.1
該当する（最大浸水深 1m 以上 3m 未満）	2,093	14.3
該当する（最大浸水深 1m 未満）	1,963	13.4
該当しない	9,340	63.6
無回答	102	0.7
合計	14,683	100.0

その他地域防災計画等で定める区域に立地する施設は 8.3%の施設であった。

図表 53 その他地域防災計画等で定める区域

	件数	%
該当する	1,218	8.3
該当しない	10,837	73.8
不明	2,521	17.2
無回答	107	0.7
合計	14,683	100.0

ウ. 水害に対する対策

止水板や土嚢等の準備状況について尋ねると、十分な量を用意している施設は 7.0%であり、一部用意しているとの回答は 24.0%であった。

図表 54 止水板や土嚢等の準備状況

	件数	%
十分な量を用意している	1,028	7.0
一部用意しているが不十分	3,523	24.0
全く用意していない	9,403	64.0
不明	613	4.2
無回答	116	0.8
合計	14,683	100.0

開口部の防水扉の設置状況を尋ねると、正常に開閉できる施設は 8.1%であった。一方、防水扉がない施設も 82.8%あった。

図表 55 開口部の防水扉の設置状況

	件数	%
開閉できる	1,182	8.1
開閉できない	57	0.4
防水扉はない	12,161	82.8
不明	1,110	7.6
無回答	173	1.2
合計	14,683	100.0

排水ポンプ及び雨水貯留槽の設置状況を尋ねると、ともに設置している施設は 8.2%であった。排水ポンプのみ設置している施設は 5.3%、雨水貯留槽のみ設置している施設は 5.8%であり、いずれかを設置している施設は 19.3%であった。

図表 56 排水ポンプ及び雨水貯留槽の設置状況

	件数	%
ともに設置している	1,202	8.2
雨水貯留槽は設置しているが排水ポンプは設置していない	858	5.8
雨水貯留槽は設置していないが排水ポンプは設置している	774	5.3
ともに設置していない	10,310	70.2
無回答	1,539	10.5
合計	14,683	100.0

垂直避難等に使用するエレベーターについて、想定される浸水深（高）以上の階にかごを移動させ運転を休止するための管制運転装置の整備状況について尋ねると、備わっているとの回答は 16.5%であった。また、不明との回答も 28.7%であった。

図表 57 管制運転装置の整備状況

	件数	%
備わっている	2,428	16.5
備わっていない	7,560	51.5
不明	4,217	28.7
無回答	478	3.3
合計	14,683	100.0

エ. 浸水区域の状況と水害対策

浸水被害防止区域、都市洪水想定区域、都市浸水想定区域、浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水（内水）浸水想定区域、高潮浸水想定区域）のいずれかの区域に該当しているが、「止水板や土嚢等の用意」、「開口部の防水扉が正常に開閉」、「排水ポンプ及び雨水貯留槽の設置」、「垂直避難等に使用するエレベーターについて、想定される浸水深（高）以上の階に

かごを移動させ運転を休止するための管制運転装置の設置」といった水害対策をすべて行っていない施設は 3,440 施設 (23.4%)であった。なお、介護予防拠点、生活支援ハウス、緊急ショートステイ、施設内保育施設を除いた施設数は 3,357 施設 (22.9%)であった。

図表 58 浸水区域の状況と水害対策の状況

	件数	%
浸水区域であるが、水害対策をすべて行っていない施設	3,440	23.4
上記より介護予防拠点、生活支援ハウス、緊急ショートステイ、施設内保育施設を除いた施設	3,357	22.9

※n=対象施設数 14,683 施設

上記の水害対策について、何も行っていない特に緊急度が高い施設は 549 施設 (3.7%)であった。なお、介護予防拠点、生活支援ハウス、緊急ショートステイ、施設内保育施設を除いた施設数は 534 施設 (3.6%)であった。

図表 59 浸水区域の状況と水害対策の状況

	件数	%
浸水区域であるが、水害対策をいずれも行っていない施設	549	3.7
上記より介護予防拠点、生活支援ハウス、緊急ショートステイ、施設内保育施設を除いた施設	534	3.6

※n=対象施設数 14,683 施設

オ. 水害対策強化に関する整備意向

水害対策強化（水害発生時における避難・垂直避難の円滑な実施のために行う整備や浸水・土砂流入に伴う施設・設備等の被害を軽減するための整備等）の整備意向について、意向の有無と、ある場合は具体的な時期について確認した。回答のうち、62.3%が「なし」、15.5%が「未定」、20.6%が「ある（時期は未定）」という結果であり、ほぼすべての施設が整備意向があまりないことが確認された。

図表 60 水害対策強化に関する整備意向

	件数	%
ある（令和 8 年度中に完了予定）	116	0.8
ある（令和 9 年度中に完了予定）	43	0.3
ある（令和 10 年度中に完了予定）	0	0.0
ある（令和 11 年度中に完了予定）	4	0.0
ある（令和 12 年度中に完了予定）	1	0.0
ある（令和 13 年度以降に完了予定）	21	0.1
ある（時期は未定）	3,027	20.6
なし	9,152	62.3
未定	2,280	15.5
無回答	39	0.3
合計	14,683	100.0

④ 非常用自家発電設備

非常用自家発電設備の配備状況について、今回作成したチェック項目に従い、内容を確認した。その結果を各項目について、以下の通り集計した。なお、施設別、都道府県別の集計結果は資料編に掲載する。

ア. 非常用自家発電設備の配備有無

電気及びガス等のライフラインや物資等の供給が寸断された状況下においても、発災後3日間（72時間）以上の事業継続が可能な非常用自家発電設備（燃料備蓄を含む）がある施設は32.3%であった。

図表 61 非常用自家発電設備の配備有無

	件数	%
ない	9,840	67.0
ある	4,737	32.3
無回答	106	0.7
合計	14,683	100.0

イ. 非常用自家発電設備の配備状況

非常用自家発電設備を配備している施設に対し、設置場所、耐震性の確保状況、燃料の優先的供給契約・協定の締結状況、災害時の稼働優先検討状況、室内コンセントの活用状況について尋ねた。

非常用自家発電設備が、浸水被害や土砂被害が生じない場所に設置されているかを尋ねると、全ての設備が被害が想定される場所に設置されていない施設は53.4%であった。一方、全ての設備が被害に想定される場所に設置されている施設は16.5%であった。

図表 62 非常用自家発電設備の設置場所

	件数	%
全ての設備が被害が想定される場所に設置されていない	2,585	53.4
ほとんどの設備が被害が想定される場所に設置されていない	592	12.2
一部の設備は被害が想定される場所に設置されている	552	11.4
全ての設備が被害が想定される場所に設置されている	800	16.5
不明	203	4.2
無回答	111	2.3
合計	4,843	100.0

非常用自家発電設備の耐震性が担保されているかを尋ねると、全ての設備の耐震性が確保されている施設は 59.9%であった。一方、全ての設備の耐震性が確保されていない施設は 2.7%であった。ただし、不明との回答も 20.5%であった。

図表 63 非常用自家発電設備の耐震性確保状況

	件数	%
全ての設備の耐震性が確保されている	2,902	59.9
ほとんどの設備の耐震性が確保されている	506	10.4
一部の設備の耐震性が確保されている	191	3.9
全ての設備の耐震性が確保されていない	131	2.7
不明	995	20.5
無回答	118	2.4
合計	4,843	100.0

災害時に燃料を優先的に供給を受けるための契約または協定がある施設は、21.6%の施設であった。

図表 64 燃料の優先的供給契約、協定の有無

	件数	%
ある	1,046	21.6
ないが現在検討中である	1,403	29.0
ないが今後の検討も想定していない	1,354	28.0
不明	926	19.1
無回答	114	2.4
合計	4,843	100.0

災害時に稼働する設備を明確化し、優先順位をつけている施設は 39.7%の施設であり、優先順位はつけていないが、災害時に稼働する設備を明確化している施設は 44.7%であった。両者を合わせると、84.1%の施設で災害時に優先的に稼働する設備を決めているといえることができる。

図表 65 災害時の稼働の優先順位

	件数	%
災害時に稼働する設備を明確化し、優先順位をつけている	1,882	38.9
優先順位はつけていないが、災害時に稼働する設備を明確化している	2,116	43.7
優先順位はつけておらず、災害時に稼働させる設備が何か検討できていない	463	9.6
不明	270	5.6
無回答	112	2.3
合計	4,843	100.0

また、災害時に非常用自家発電設備から供給される電力が室内のコンセント等に流れるように対応している施設は 74.8%の施設であった。

図表 66 非常用自家発電設備から供給される電力が室内のコンセント等に対応

	件数	%
対応している	3,622	74.8
対応していない	777	16.0
不明	334	6.9
無回答	110	2.3
合計	4,843	100.0

ウ. 非常用自家発電設備の代替の用意

非常用自家発電設備の代替（ポータブル電源、EV車等）を用意している施設は45.9%の施設であった。

図表 67 非常用自家発電設備の代替の用意

	件数	%
用意している	6,740	45.9
用意していない	7,420	50.5
不明	385	2.6
無回答	138	0.9
合計	14,683	100.0

エ. 非常用自家発電の配備状況と代替品の活用対策

非常用自家発電設備がなく、代替の用意もない施設は5,457施設(37.2%)であった。また、非常用自家発電の用意があるものの、「浸水被害や土砂災害の被害が生じない場所」「耐震性確保」「燃料供給の優先的契約又は協定」「稼働させるべき設備の優先順位」「供給電力が室内のコンセント等での対応」といった非常用自家発電に関する対策が1つも行われていない施設は352施設(2.3%)であった。両者を合わせると、5,809施設(39.6%)であり、これらの施設は非常用自家発電設備の配置が十分ではないといえる。なお、介護予防拠点、生活支援ハウス、緊急ショートステイ、施設内保育施設を除いた施設数は5,566施設(37.9%)であった。

図表 68 非常用自家発電の配備状況と代替品の活用対策

	件数	%
非常用自家発電設備がなく、代替の用意もない施設	5,457	37.2
非常用自家発電の用意があるものの非常用自家発電の対策が1つも行われていない	5,809	39.6
上記より介護予防拠点、生活支援ハウス、緊急ショートステイ、施設内保育施設を除いた施設	5,566	37.9

※n=対象施設数 14,683 施設

オ. 非常用自家発電設備の整備意向

非常用自家発電設備の整備意向について、意向の有無と、ある場合は具体的な時期について確認した。回答のうち、36.3%がなし、14.7%が未定、42.3%があるが時期は未定という結果であることが確認された。

図表 69 非常用自家発電の整備意向

	件数	%
ある（令和 8 年度中に完了予定）	549	3.7
ある（令和 9 年度中に完了予定）	144	1.0
ある（令和 10 年度中に完了予定）	0	0.0
ある（令和 11 年度中に完了予定）	15	0.1
ある（令和 12 年度中に完了予定）	12	0.1
ある（令和 13 年度以降に完了予定）	29	0.2
ある（時期は未定）	6,215	42.3
なし	5,324	36.3
未定	2,153	14.7
無回答	242	1.6
合計	14,683	100.0

(6) 各地域の危険度等

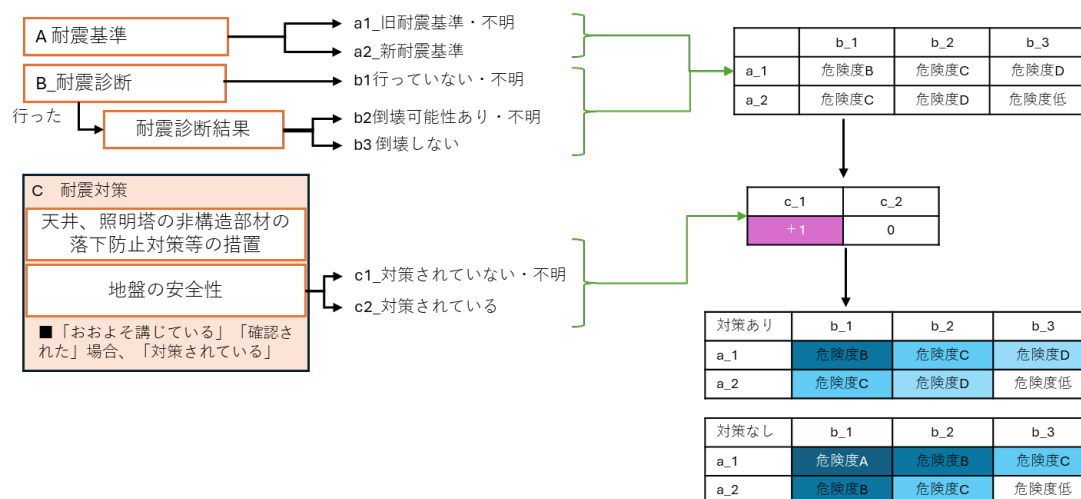
本節では、チェックリスト項目の回答結果を踏まえ、「第1次国土強靱化中期計画」（令和7年6月6日閣議決定）に掲げられた施策について、全国の高齢者施設がどの程度危険な状況にあるか等について集計分析を行った。

なお、本調査の回収率は約3割であり、かつ、危険度の判断基準についても本調査研究における仮説に基づくものであることから、今後、地域の実情等を十分把握した上で、施設ごとの危険度等について精査していく必要がある。

① 耐震化対策

耐震化対策については、建物の耐震化基準、耐震診断の実施状況とその結果、耐震対策（天井、照明等の非構造部材の落下防止対策、地盤の安全性）の実機状況という、3つの要素に基づいて、集計分析を行った。

図表 70 危険度アルゴリズム（耐震化対策）



危険度	解説	施設数	割合
A	・旧耐震基準（または基準が不明）であり、耐震診断を行っていない 耐震対策がいずれもなされていない（または対策状況が不明）	354	4.4
B	・旧耐震基準（または基準が不明）であり、耐震診断を行っていない 耐震対策は行われている ・旧耐震基準（または基準が不明）であるが、耐震診断を行い倒壊の可能性がある 耐震対策が行われていない ・新耐震基準であるが、耐震診断を行っていない 耐震対策は行われていない	650	8.1
C	・旧耐震基準（または基準が不明）であるが、耐震診断を行い倒壊の可能性がある 耐震対策が行われている ・新耐震基準であるが、耐震診断を行っていない 耐震対策は行われている ・旧耐震基準（または基準が不明）であるが、耐震診断を行い倒壊の可能性がある 耐震対策が行われていない ・新耐震基準であるが、耐震診断を行い倒壊の可能性がある 耐震対策が行われていない	1,760	22.0
D	・旧耐震基準（または基準が不明）であるが、耐震診断を行い倒壊の可能性がある 耐震対策が行われている ・新耐震基準であるが、耐震診断を行い倒壊の可能性がある 耐震対策が行われている	3,701	46.2
低	・新耐震基準であり、耐震診断を行い倒壊の可能性がある	1,542	19.3

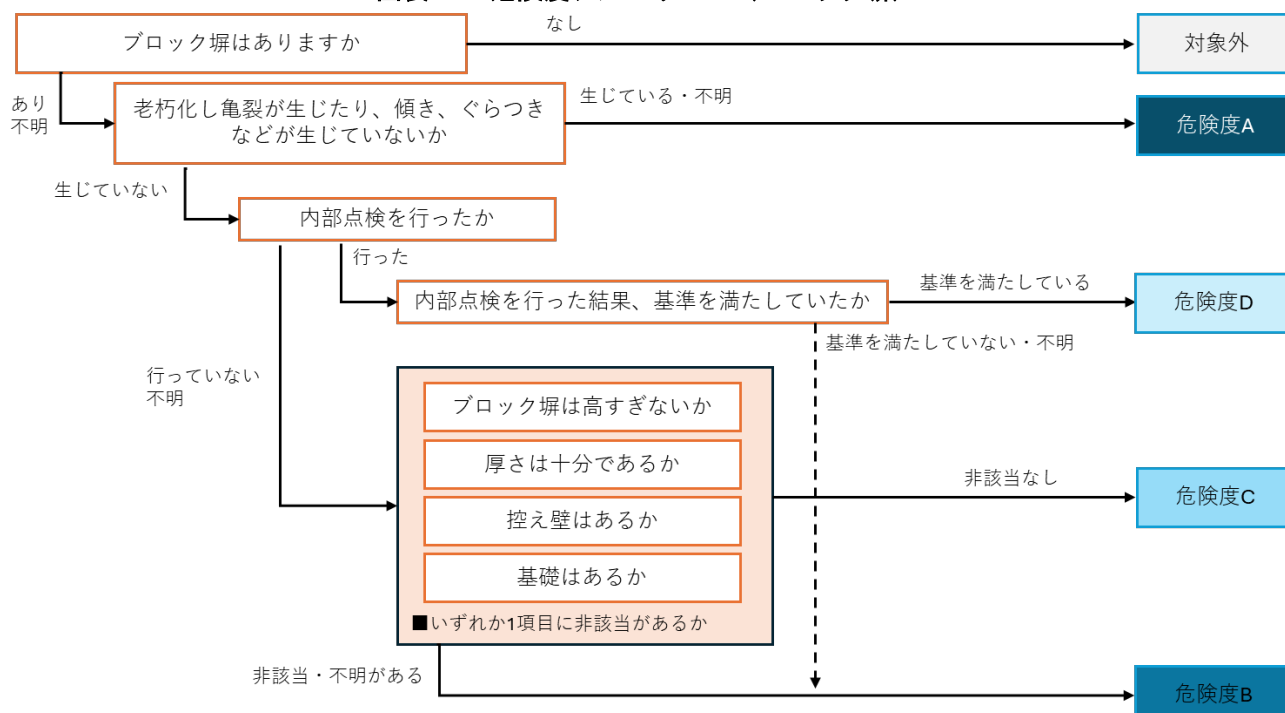
※無回答を除く 8,007 施設を対象に集計

半数以上の施設が倒壊の危険性がなく震災対策が行われている結果（危険度 D または低）であったが、旧耐震基準であるにもかかわらず耐震診断も行っておらず、耐震対策がいずれもなされていない施設（危険度 A）は 4.4% 存在しており、早急な対策が求められる。

② ブロック塀対策

ブロック塀について、まず、ブロック塀がある施設を分析対象とした。まず、現状のブロック塀が老朽化し亀裂が生じていたり、傾き、ぐらつきが生じている場合は、すぐにでも倒壊の可能性のあることから、危険度 A とした。生じていない場合は、内部点検を行ったかどうかを確認し、行っていない場合（または行ったか不明である場合）は、ブロック塀に対する対応状況を確認し、対応していないと判断されれば危険度 B とし、非該当なしの場合は危険度 C とした。なお、内部点検を行った結果基準を満たしている場合は危険度 D とした。

図表 71 危険度アルゴリズム（ブロック塀）



危険度	解説	施設数	割合
A	・老朽化し亀裂が生じたり、傾き、ぐらつきなどが生じている。	434	12.1
B	・老朽化し亀裂が生じたり、傾き、ぐらつきなどは生じていないが、内部点検を行っていないか、点検を行ったか不明である。加えて、ブロック塀になんらかの課題がある。 ・あるいは、内部点検を行った結果、基準を満たしていないとの結果であった（あるいは、結果が不明の状態である）。	2,871	79.8
C	・老朽化し亀裂が生じたり、傾き、ぐらつきなどは生じていないが、内部点検を行っていない、あるいは、点検を行ったか不明であるものの、ブロック塀に課題がなかった。	294	8.2

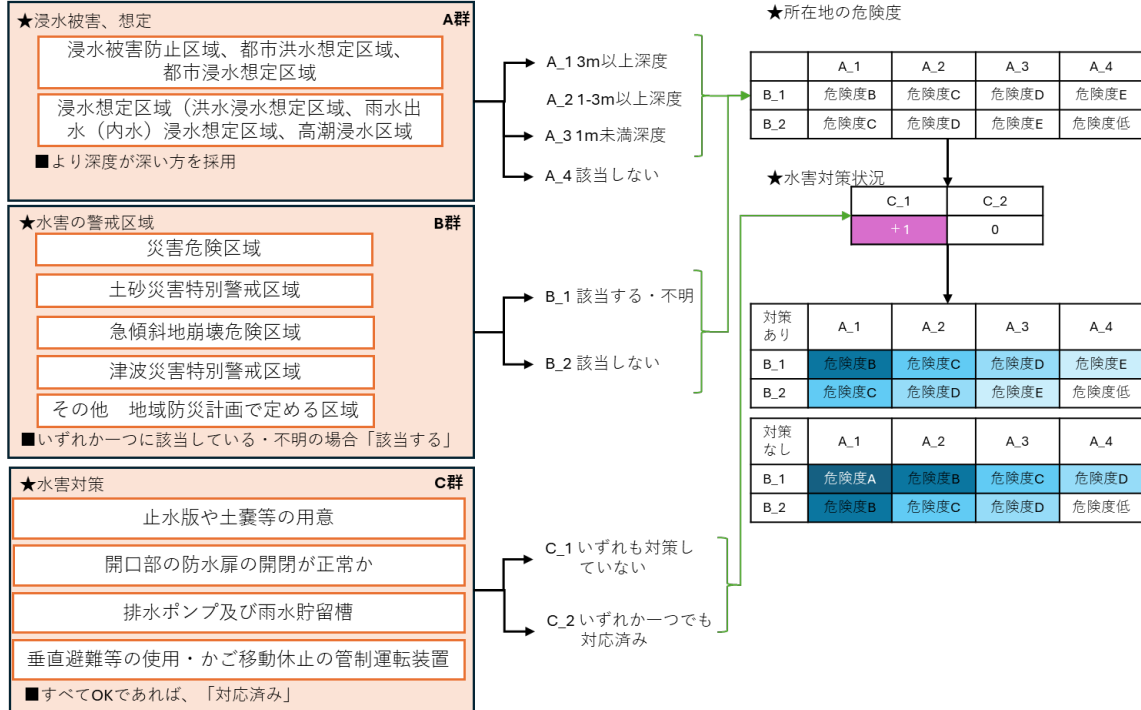
※ブロック塀がない（対象外）、無回答等を除く 3,599 施設を対象に集計

老朽化し、すでに亀裂、傾き、ぐらつきが生じているブロック塀がある施設（危険度 A）が 12.1%あることから、早急な対応が必要である。また、老朽化で亀裂等はないものの、ブロック塀が高さ、厚さ、控え壁、基礎についていずれかに課題があるといった施設、または、内部点検の結果基準を満たしていない施設（危険度 B）が 79.8%との結果であり、現時点では大きな問題にはなっていないが、災害時にリスクを抱えているブロック塀が多くあることが確認された。

③ 水害対策

水害対策については、立地状況（浸水被害、想定状況、警戒区域等の状況）と水害対策（止水板、土嚢等の用意、開口部の防水扉、排水ポンプ及び雨水貯留槽、垂直避難の状況）の実施状況を踏まえて、危険度を整理した。

図表 72 危険度アルゴリズム（水害対策）



危険度	解説	施設数	割合
A	・浸水被害想定が3m以上であり、いずれかの警戒区域に該当する 水害対策をいずれも実施していない	7	0.0
B	・浸水被害想定が3m以上であり、いずれかの警戒区域に該当する いずれかの水害対策を実施している ・浸水被害想定が3m以上であり、いずれの警戒区域にも該当しない 水害対策をいずれも実施していない ・浸水被害想定が1m以上3m未満であり、いずれかの警戒区域に該当する 水害対策をいずれも実施していない	1,067	7.4
C	・浸水被害想定が1m以上3m未満以上であり、いずれの警戒区域に該当する いずれかの水害対策を実施している ・浸水被害想定が3m以上であり、いずれの警戒区域にも該当しない いずれかの水害対策を実施している ・浸水被害想定が1m以上3m未満以上であり、いずれの警戒区域にも該当しない いずれかの水害対策を実施していない ・浸水被害想定が1m未満であり、いずれかの警戒区域に該当する いずれかの水害対策を実施していない	1,786	12.3
D	・浸水被害想定が1m未満であり、いずれの警戒区域にも該当しない いずれかの水害対策を実施していない ・浸水被害想定ではなく、いずれかの警戒区域に該当する いずれかの水害対策を実施していない	1,747	12.1
E	・浸水被害想定が1m未満であり、いずれの警戒区域に該当しない いずれかの水害対策を実施している ・浸水被害想定ではなく、いずれかの警戒区域に該当する いずれかの水害対策を実施して	3,497	24.1
低	・浸水被害想定がなく、警戒区域でもない	6,385	44.1

数は少ないものの、浸水被害想定が3m以上であり、いずれかの警戒区域に該当している

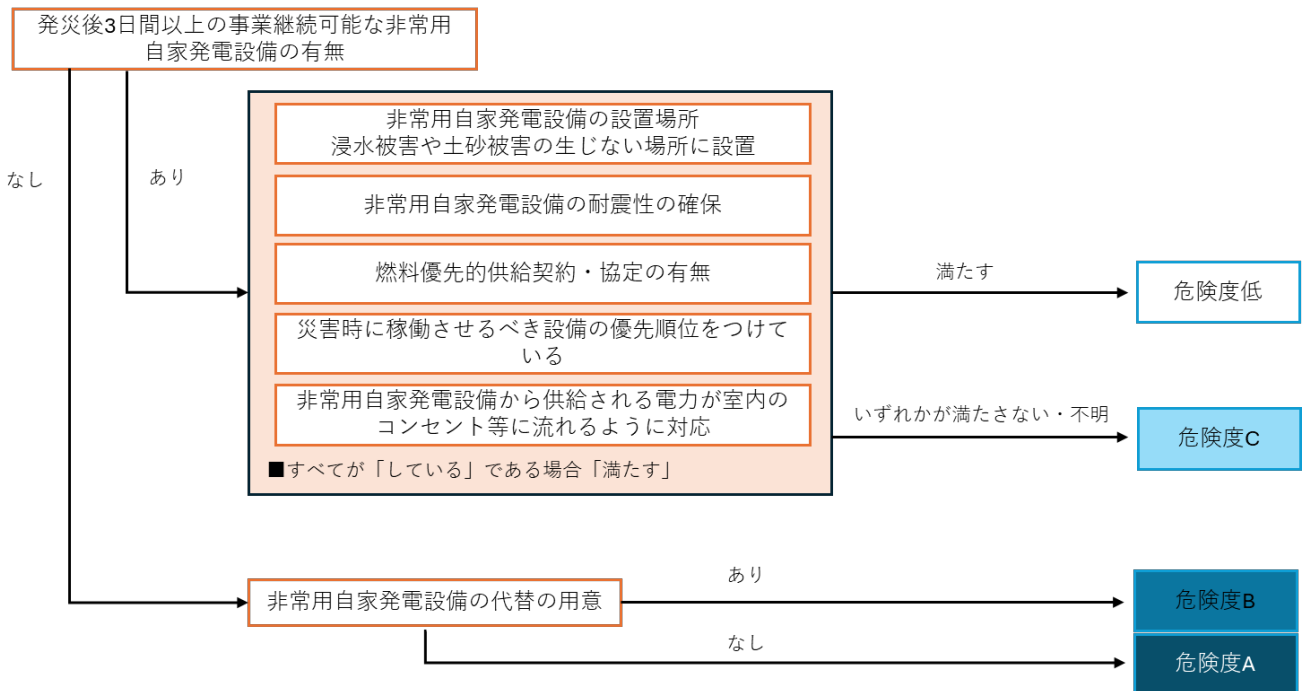
施設であるにもかかわらず水害対策を行っていない施設（危険度 A）が 7 施設あり、早急な対策を行う必要がある。浸水被害想定区域や災害の警戒区域であるにもかかわらず、止水板や土嚢等の用意や、開口部の防水扉の開閉、排水ポンプ及び雨水貯留槽、垂直避難等の使用、かご移動休止の管制運転装置といった水害対策が十分でない施設（危険度 B、C、D）が多くあることから、今回作成したチェックリストを参考に、対策が十分に行われているかを確認し、必要な措置を講じていくことが重要であると考えられる。

④ 非常用自家発電

非常用自家発電設置について、発災後3日間以上の事業継続可能な非常用自家発電設備の有無について確認し、ない場合は、代替の用意ができていのかどうかを確認した。代替の用意がない場合に危険度 A とし、ある場合は危険度 B とした。

また、非常用自家発電が設置されている事業所に対しては、非常用自家発電の設置状況（設置場所（浸水状況、土砂災害がないなど）、耐震性、燃料優先的供給契約・協定の有無、稼働させるべき優先順位の設定、室内コンセント等への対応）といった項目について確認し、すべて満たしている場合は危険度が低いと判定し、満たしていない項目がある場合は、危険度 C とした。

図表 73 危険度アルゴリズム（非常用自家発電）



危険度	解説	施設数	割合
A	<ul style="list-style-type: none"> 発災後3日間以上の事業継続可能な非常用自家発電設備がない 非常用自家発電設備の代替の用意もない 	7,805	40.5
B	<ul style="list-style-type: none"> 発災後3日間以上の事業継続可能な非常用自家発電設備がない 非常用自家発電設備の代替の用意がある 	6,740	35.0
C	<ul style="list-style-type: none"> 発災後3日間以上の事業継続可能な非常用自家発電設備がある 非常用自家発電の設置状況（設置場所（浸水状況、土砂災害がないなど）、耐震性、燃料優先的供給契約・協定の有無、稼働させるべき優先順位の設定、室内コンセント等への対応）において、いずれかの項目が満たしていない。 	4,385	22.7
低	<ul style="list-style-type: none"> 発災後3日間以上の事業継続可能な非常用自家発電設備がある 非常用自家発電の設置状況（設置場所（浸水状況、土砂災害がないなど）、耐震性、燃料優先的供給契約・協定の有無、稼働させるべき優先順位の設定、室内コンセント等への対応）において、すべて満たしている。 	347	1.8

3. 事例調査

社会福祉施設等の国土強靱化対策について、第1次国土強靱化実施中期計画において「推進が特に必要となる施策」として位置づけられている耐震化対策、ブロック塀改修、水害対策、非常用自家発電設備整備の4つの災害対策の実際の実施事例についてヒアリング調査を実施した。

(1) 調査対象

前述のチェックリストに関するアンケート調査に回答し、4つの災害対策を実施していると回答した施設を対象に調査を実施した。調査に協力いただいた施設（調査対象）は以下のとおりである。

図表 74 調査対象一覧

耐震	水害	ブロック塀	非常用電源	事業所名	施設区分	所在都道府県	所在市区町村
○				社会福祉法人カトリック聖ヨゼフホーム 養護老人ホーム聖ヨゼフホーム	定員30人以上の養護老人ホーム	奈良県	御所市
○			○	介護医療院コスモス（明生会長谷川病院）	定員30人以上の介護医療院	愛媛県	四国中央市
○			○	介護老人保健施設スイートケア なかよし	定員30人以上の介護老人保健施設	鹿児島県	鹿児島市
	○		○	特別養護老人ホーム千寿園	定員30人以上の特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設	宮崎県	延岡市
	○			老人保健施設 燧園	定員30人以上の介護老人保健施設	愛媛県	今治市
	○		○	介護老人保健施設 成華苑	定員30人以上の介護老人保健施設	和歌山県	白浜町
○		○		介護付き有料老人ホーム 塩屋すみれビレッジ	定員30人以上の有料老人ホーム	兵庫県	神戸市
○			○	特別養護老人ホーム 亀甲園	定員30人以上の介護老人福祉施設	広島県	三原市
	○		○	医療法人清心会 介護老人保健施設 清流苑	定員30人以上の介護老人保健施設	神奈川県	藤沢市
○				特別養護老人ホーム 輝祥苑	定員30人以上の介護老人福祉施設	熊本県	熊本市

(2) 調査項目

チェックリストをもとに、調査対象が行っている災害対策について、次の事項について、詳細に聞き取りを行った。また、実際の建物等を写真に撮ってもらい、事例報告書に掲載した。

図表 75 耐震化対策 ヒアリング項目

	項目	説明
建物全体の耐震性能・法適合 (全体構造)	建築年・構造種別	建築年や構造種別（RC造・S造・木造等）、階数、延床面積などの基本的な建物情報は把握されていますでしょうか。
	耐震診断の実施状況	耐震診断の実施年、診断基準、Is値や判定結果について整理・把握されていますでしょうか。
	耐震補強の実施・計画	耐震補強の実施状況や、今後の計画（工法、対象範囲、工期等）について整理されていますでしょうか。
	増改築・用途変更履歴	増改築や用途変更の履歴があり、その際に構造安全性の再確認が行われていますでしょうか。
	地盤・基礎の評価	地盤調査結果や液状化・不同沈下等のリスクについて把握されていますでしょうか。
	法令・指針適合	建築基準法や介護施設関連ガイドライン等への適合状況について確認はどのように行われておりますでしょうか。
	長周期地震動への配慮 (中高層建物の場合)	中高層施設として、長周期地震動への配慮について検討されていますでしょうか。
	耐震性能の課題認識	現状の耐震性能に関する課題や、今後の改善方針について具体的な検討事項があればお聞かせください。
構造部材・非構造部材の耐震対策 (部位レベル)	柱・梁・耐震壁の健全性	柱・梁・耐震壁について、ひび割れや剥離等の劣化状況を点検し、補修履歴はどのように管理されていますでしょうか。
	屋根・庇・外壁材対策	屋根・庇・外壁材の剥落や飛散防止対策は実施されておりますでしょうか。また、定期点検の実施はいかがでしょうか。
	天井の脱落防止	吊天井等について、地震時の脱落防止対策を講じられていますでしょうか。また、定期点検の実施はいかがでしょうか。
	間仕切・建具の耐震性	間仕切壁や建具について、固定・補強状況および避難動線への影響を確認されていますでしょうか。
	配管・ダクト等支持	配管・ダクト・ケーブルラック等に、揺れ止めなどの耐震支持を設置されていますでしょうか。
	設備機器の固定	空調設備、給排水設備、医療・介護機器について、耐震固定が行われていますでしょうか。
	エレベーター対策	エレベーターについて、地震時管制運転や閉じ込め防止対策を整備されていますでしょうか。
	電源設備の耐震性	受変電設備、配電盤、非常用発電機など電源設備について、耐震性・防火性に配慮した設置がされていますでしょうか。
施設運用の耐震対策・費用・補助金	点検・保守体制	建物や設備について、定期的な点検計画と記録管理などの管理体制はどのように取られているでしょうか。
	家具・什器の転倒防止	棚やロッカー、ベッド等の家具・什器について、転倒や移動を防止する対策を実施されていますでしょうか。
	医療・介護機器の固定	酸素ボンベや介護リフト等の医療・介護機器について、転倒防止や固定が行われていますでしょうか。
	ガラス等の飛散防止	窓ガラス等について、飛散防止フィルムなどの安全対策を実施されていますでしょうか。
	居室・共用部の安全確保	居室や共用部において、落下・転倒リスクの低減や安全な避難動線の確保をされていますでしょうか。
	水平・垂直避難計画	要介護度に応じた水平避難・垂直避難の方法や搬送手段を整理されていますでしょうか。
	夜間・少人数時対応	夜間や少人数体制時における初動対応手順や役割分担を定められていますでしょうか。
	耐震を含むBCP策定	耐震対策を含めた防災BCPの策定および、定期的な見直しは実施されていますでしょうか。
	訓練の実施状況	地震を想定した避難訓練（家具転倒、避難経路障害の発生等を含む想定）を実施されていますでしょうか。
	耐震対策費用の確保	耐震対策に必要な費用の見積りや、予算の確保が行われていますでしょうか。
補助金・助成制度活用	国や自治体の補助金・助成制度について、活用実績または検討状況はございますでしょうか。	

図表 76 水害対策 ヒアリング項目

	小項目	説明
危険度の認識 地域ハザード情報と	想定される水害種別の把握	津波、高潮、外水氾濫、内水氾濫など、対象となる水害種別を把握されていますでしょうか。
	想定浸水深さ・到達/継続時間	想定される最大浸水深さ、到達時間、浸水継続時間について把握されていますでしょうか。
	標高・地形と避難先比較	施設の標高や地形を把握し、避難先の標高・安全性と比較されていますでしょうか。
	過去の浸水・近隣の被災履歴	施設および周辺地域における過去の浸水・被災履歴を確認されていますでしょうか。
	重要アクセス路の冠水想定	救急・補給ルートなど重要なアクセス道路の冠水想定を把握されていますでしょうか。
	情報ソースとモニタリング体制	ハザードマップ、水位・潮位・雨量情報、河川カメラ等の情報源と監視体制について確認は出来ていますでしょうか。
	複合災害リスクの認識	停電・断水や地震後の水害など、複合的な災害リスクの想定はおありでしょうか。
	危険度に基づく影響評価	入居者の安全や医療・介護機能への影響度を評価し、優先度を整理されていますでしょうか。
浸水対策設備の 現況と管理	止水板・止水シート	出入口・開口部・ピット等への止水板や止水シートの整備はありますか。また、展開手順を定められていますでしょうか。
	逆止弁・止水弁	下水・雨水・汚水系統への逆流防止（逆止弁・止水弁）は設置されていますでしょうか。また、点検等の管理はいかがでしょうか。
	排水ポンプ・非常電源	必要容量の排水ポンプを設置し、バックアップや自動起動設定、非常用電源の確保をされていますでしょうか。
	電源設備の高置化・防水	受変電設備、配電盤、非常用発電機などを高置化・防水化し、浸水から保護されていますでしょうか。
	防水区画（重要室）	配電室、サーバ室、医療・介護機器室、医薬品保管室等に関する防水扉や止水堤による防水区画対策は取られていますでしょうか。
	エレベーターの浸水対策	EVピットの水位センサ、自動待避階設定、シャフト遮水などの浸水対策を講じられていますでしょうか。
	屋外タンク・ポンプの保全	屋外タンクやポンプの転倒・漂流防止、バルブの防水・封止を実施されていますでしょうか。
	敷地排水・集水樹の維持管理	側溝・集水樹・透水性舗装・雨水貯留等の機能維持に向け、清掃・点検等の実施状況はいかがでしょうか。
	定期点検・訓練・記録	浸水対策設備に関する定期点検や展開訓練の実施、記録の適正保管（上階に保管）改善などはいかがでしょうか。
避難対策・BCP・連携 (ソフト面)	避難判断基準・責任者	警戒レベル、水位・潮位、降雨量等の閾値と、判断・発令の責任者等に関する取り決めはどのようなになっておりますでしょうか。
	避難シナリオ（水平・垂直・広域）	要介護度別の避難方法（水平・垂直・広域）と移送手順を整備されていますでしょうか。
	搬送手段・人員・夜間体制	福祉車両・ボート・担架・車いす等の搬送手段、運転要員や夜間少人数時の体制を確保されていますでしょうか。
	安否確認・家族連絡	入居者・職員の安否確認方法と家族への連絡手順の多重化は実施されていますでしょうか。
	外部連携・受援計画	自治体・消防・医療機関・事業者との連携窓口や受援計画、物資供給の取り決めを整えられていますでしょうか。
	備蓄と補給計画	水・食料・衛生・医薬品・ディスポ・電池等の備蓄日数を定め、回転備蓄を運用されていますでしょうか。
	訓練・教育・評価	水害を想定した訓練・教育を継続的に実施されていますでしょうか。
	事業継続（BCP）	水害時の優先業務（命・医療・介護・衛生）と代替プロセスをBCPに明記されていますでしょうか。
	保険・リスクファイナンス	水災補償・休業補償等の保険加入状況や自己負担・限度額を把握され、見直しを検討されていますでしょうか。

図表 77 ブロック塀対策 ヒアリング項目

	小項目	説明
① 現況の 確認	設置場所・延長・高さ	敷地内外に設置されているブロック塀について、位置、延長、高さ等の概要を把握されていますでしょうか。
	構造・仕様の確認	ブロック塀の構造（組積方法、控え壁の有無、素材・厚さ等）について確認されていますでしょうか。
	劣化・危険兆候	ひび割れ、傾き、沈下等の劣化や倒壊の兆候について点検されていますでしょうか。
	周辺環境・利用状況	ブロック塀の周辺が通路や送迎動線になっているなど、利用状況を把握されていますでしょうか。
方針 ② 現在の 対策と 今後の	安全対策の実施状況	補強、撤去、フェンス化等の安全対策を実施または検討されていますでしょうか。
	点検・管理体制	定期点検の実施方法や担当者など、管理体制を整備されていますでしょうか。
	今後の改善方針	倒壊防止に向けた今後の対応方針や計画をお持ちでしょうか。
	優先度・判断基準	複数のブロック塀がある場合、対応の優先度や判断基準を定められていますでしょうか。
	費用・補助制度の認識	改修や撤去に係る費用や、補助制度の活用可能性について把握もしくは活用されていますでしょうか。

図表 78 非常用自家発電 ヒアリング項目

	小項目	説明
① 設備 概要と 施設と の 関連性	設置状況・能力	非常用自家発電設備の設置場所、容量、カバーする設備範囲について状況把握および共有はされていますでしょうか。
	電源供給範囲	停電時にどの設備・コンセントへ給電できるかが明確かつ共有されていますでしょうか。
	設置環境の安全性	浸水・倒壊等のリスクが低い位置に設置され、安全性が確保されていますでしょうか。
	想定運転時間	燃料残量を踏まえ、連続運転が可能な想定時間（日数）を把握されていますでしょうか。
	施設機能との整合	生命維持・介護継続に必要な設備への給電が可能な構成となっていますでしょうか。
② 連携 日常 運用・ 外部	日常点検・試運転	日常点検や定期的な試運転を実施し、記録を管理されていますでしょうか。
	燃料備蓄・供給	必要日数分の燃料を備蓄し、補給方法についても整理されていますでしょうか。
	外部連携・協定	燃料供給事業者等との協定や、災害時の外部連携体制を構築されていますでしょうか。
	職員への周知・訓練	発電設備の使用方法について、職員への周知や訓練を実施されていますでしょうか。
	BCP との位置づけ	非常用自家発電設備の運用を BCP に位置づけ、手順を明確化されていますでしょうか。

(3) 調査方法

前述したヒアリング項目を事前に調査対象施設に送付し、事前に回答してもらったうえで、オンラインでヒアリング調査を実施した。調査した結果は、資料編に掲載している事例報告書の事例として取りまとめた。

(4) 取りまとめ

調査結果は事例報告書として取りまとめた。詳細は資料編に掲載している事例報告書を参照いただきたい。事例報告書の構成は次のとおりである。自治体関係者や施設関係者が見て、参考となることを目的に作成した。

図表 79 事例報告書構成

	概要
1. 災害対策概要	<ul style="list-style-type: none">・第1次国土強靱化実施中期計画の概要説明・チェックリストの解説 (チェックリストの解説を掲載し、実際にチェックすることを促す想定)
2. 実施事例	<ul style="list-style-type: none">・施設概要 (施設の建築年、実施サービス、BCPの策定状況など)・周辺地図 (ハザードマップの状況、立地が分かる情報)・チェックリスト回答状況 (災害対策の状況)・実際の実践事例 (上記チェックリストの記載内容を参考に掲載) ハード面、ソフト面の両面から記載 関連する建物や対策状況に関する写真も掲載
付録	<ul style="list-style-type: none">・チェックリスト

資料

(1) チェックリスト

貴事業所における耐災害性強化対策についてのチェックシート

事業所名		
事業所番号 (10桁)		※事業所番号が「0」で始まる場合は「0」を含めて入力ください。
施設区分		※別紙「調査対象施設一覧」に記載の施設区分を記載ください。
所在都道府県		
所在市区町村		
事業所住所		
担当者お名前		
連絡先電話番号		
連絡先メールアドレス		

貴施設・事業所が行っている耐災害性強化対策及び今後の整備の意向について、それぞれ「回答」列に○で記載ください。

No.	質問項目	選択肢	回答 (○を記載)	備考
耐震対策				
1	所在市区町村は南海トラフ地震防災対策推進地域指定市町村に該当しますか。	該当する 該当しない		別紙記載の「南海トラフ地震防災対策推進地域指定市町村」に該当する場合、該当するに○を記載ください。
2	貴施設は新耐震基準で建てられていますか。それとも旧耐震基準で建てられていますか。	新耐震基準 旧耐震基準 不明		確認申請が受理されたのが1981年5月以前か否かによって異なります。1981年・82年に竣工した建物は旧耐震の可能性があるため、もしわからない場合は、建設会社や設計事務所にお問い合わせください。
3	耐震診断を行いましたか。	行った 行っていない 不明		2000年以前に建てられた場合には耐震診断を行うことが望ましいとされています。
4	耐震診断の結果はどうだったか（総合評価）	倒壊する可能性が高い 倒壊する可能性がある 一応倒壊しない 倒壊しない 不明		耐震診断を複数回実施している場合、直近に実施した耐震診断の結果をご記入ください。
5	天井、照明等の非構造部材の落下防止対策等の措置を講じていますか。	すべて講じている おおむね講じている（全体の5割以上） 一部講じている（全体の5割未満） 全く講じていない 不明		—
6	地盤の安全性を確認していますか。	安全性が確認された 安全性が確認されていない 不明		盛土や切土が行われた場合、地震や豪雨時に地盤沈下や土砂崩れ等が発生する可能性があるため、注意が必要です。
7	耐震化改修の整備意向はありますか。（ある場合は、具体的な時期を記載ください）	ある（令和8年度中に完了予定） ある（令和9年度中に完了予定） ある（令和10年度中に完了予定） ある（令和11年度中に完了予定） ある（令和12年度中に完了予定） ある（令和13年度以降に完了予定） ある（時期は未定） なし 未定		—
ブロック塀対策 ※組積造（れんが造、石造、鉄筋のないブロック造）と補強コンクリートブロック造で基準が異なる場合があるのでご注意ください。				
8	ブロック塀がありますか。	ある ない 不明		※ブロック塀がない場合、Q9～Q17の回答は不要です。
9	ブロック塀は高すぎないか。	基準より高い 基準以下 不明		組積造は1.2m以下、補強コンクリートブロック造は2.2m以下 ※高さは地盤面から計測する。

10	厚さは十分か。	厚さは十分である 厚さは十分ではない 不明		組積造は壁頂までの距離の1/10以上、補強コンクリートブロック造は10cm（高さ2m超は15cm）以上
11	控え壁がありますか。	基準を満たす控え壁がある 基準を満たす控え壁がない 不明		組積造は4m以下ごとに壁の厚さの1.5倍以上突出した控え壁、補強コンクリートブロック造は3.4m以下ごとに塀の高さの1/5以上突出した控え壁を設ける
12	基礎がありますか。	基礎がある 基礎がない 不明		—
13	老朽化し亀裂が生じたり、傾き、ぐらつきなどが生じたりしていませんか。	多く生じている（全体の5割以上） 少し生じている（全体の5割未満） 全く生じていない 不明		—
14	過去に内部点検を行いましたか。	行った 行っていない 不明		—
15	過去に内部点検を行った際に、基準が満たされていましたか。	基準を満たしている 一部基準を満たしていない 全て基準を満たしていない 不明		【組積造の場合】基礎の根入れ深さは20cm以上か。 【補強コンクリートブロック造の場合】 ・塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。 ・基礎の根入れ深さは30cm以上か。（塀の高さが1.2m超の場合。）
16	新たに内部点検を行ったうえで、基準が満たされていましたか。	基準を満たしている 一部基準を満たしていない 全て基準を満たしていない 不明		【組積造の場合】基礎の根入れ深さは20cm以上か。 【補強コンクリートブロック造の場合】 ・塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされていますか。 ・基礎の根入れ深さは30cm以上か。（塀の高さが1.2m超の場合。）
17	安全点検の結果、安全性に問題のあるブロック塀等の改修の整備意向はありますか。（ある場合は、具体的な時期を記載ください）	ある（令和8年度中に完了予定） ある（令和9年度中に完了予定） ある（令和10年度中に完了予定） ある（令和11年度中に完了予定） ある（令和12年度中に完了予定） ある（令和13年度以降に完了予定） ある（時期は未定） なし 未定		—
水害対策（※19～25の区域の定義は最下段に記載の（参考）をご覧ください）				
18	ハザードマップを確認していますか。	確認している 確認していない 不明		—
19	災害危険区域に該当するか	該当する 該当しない 不明		—
20	土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域に該当するか	土砂災害特別警戒区域に該当する 土砂災害警戒区域に該当する 該当しない 不明		—
21	急傾斜地崩壊危険区域に該当するか	該当する 該当しない 不明		—
22	津波災害特別警戒区域及び津波災害警戒区域に該当するか	津波災害特別警戒区域に該当する 津波災害警戒区域に該当する 該当しない 不明		—

23	浸水被害防止区域、都市洪水想定区域、都市浸水想定区域に該当するか	該当する（最大浸水深3m以上）		—
		該当する（最大浸水深1m以上3m未満）		
		該当する（最大浸水深1m未満）		
		該当しない		
24	浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水（内水）浸水想定区域、高潮浸水想定区域）に該当するか	該当する（最大浸水深3m以上）		—
		該当する（最大浸水深1m以上3m未満）		
		該当する（最大浸水深1m未満）		
		該当しない		
25	その他地域防災計画等で定める区域に該当するか	該当する		—
		該当しない		
		不明		
26	止水板や土嚢等を用意していますか。	十分な量を用意している		—
		一部用意しているが不十分		
		全く用意していない		
		不明		
27	開口部の防水扉が正常に開閉できるか	開閉できる		—
		開閉できない		
		防水扉はない		
		不明		
28	排水ポンプ及び雨水貯留槽の設置を行っていますか。	ともに設置している		—
		雨水貯留槽は設置しているが排水ポンプは設置していない		
		雨水貯留槽は設置していないが排水ポンプは設置している		
		ともに設置していない		
29	垂直避難等に使用するエレベーターについて、想定される浸水深（高）以上の階にカゴを移動させ運転を休止するための管制運転装置が備わっていますか。	備わっている		—
		備わっていない		
		不明		
30	水害対策強化（水害発生時における避難・垂直避難の円滑な実施のために行う整備や浸水・土砂流入に伴う施設・設備等の被害を軽減するための整備等）のための整備意向はありますか。（ある場合は、具体的な時期を記載ください）	ある（令和8年度中に完了予定）		—
		ある（令和9年度中に完了予定）		
		ある（令和10年度中に完了予定）		
		ある（令和11年度中に完了予定）		
		ある（令和12年度中に完了予定）		
		ある（令和13年度以降に完了予定）		
		ある（時期は未定）		
		なし		
		未定		
非常用自家発電設備				
31	電気及びガス等のライフラインや物資等の供給が寸断された状況下においても、発災後3日間（72時間）以上の事業継続が可能な非常用自家発電設備がありますか。（備蓄燃料含む）。	ある		※非常用自家発電設備がない場合、Q32～Q36の回答は不要です。
		ない		
32	非常用自家発電設備は浸水被害や土砂災害の被害が生じない場所に設置されていますか。	全ての設備が被害が想定される場所に設置されていない		—
		ほとんどの設備が被害が想定される場所に設置されていない		
		一部の設備は被害が想定される場所に設置されている		
		全ての設備が被害が想定される場所に設置されている		
		不明		

33	非常用自家発電設備の耐震性は確保されていますか。	全ての設備の耐震性が確保されている ほとんどの設備の耐震性が確保されている 一部の設備の耐震性が確保されている 全ての設備の耐震性が確保されていない 不明			—
34	燃料を優先的に供給を受けるための契約又は協定がありますか。	ある ないが現在検討中である ないが今後の検討も想定していない 不明			—
35	災害時に稼働させるべき設備の優先順位をつけていますか。	災害時に稼働する設備を明確化し、優先順位をつけている 優先順位はつけていないが、災害時に稼働する設備を明確化している 優先順位はつけておらず、災害時に稼働させる設備が何か検討できていない 不明			—
36	非常用自家発電設備から供給される電力が室内のコンセント等に流れるように対応していますか。	対応している 対応していない 不明			—
37	発災後3日間(72時間)以上の事業継続が可能な非常用自家発電設備の設置や更新のための整備意向はありますか。	ある(令和8年度中に完了予定) ある(令和9年度中に完了予定) ある(令和10年度中に完了予定) ある(令和11年度中に完了予定) ある(令和12年度中に完了予定) ある(令和13年度以降に完了予定) ある(時期は未定) なし 未定			—
38	非常用自家発電設備の代替(ポータブル電源、EV車等)を用意していますか。	用意している 用意していない 不明			—

(参考) 水害対策効果事業に記載されている区域

- (a) 建築基準法(昭和25年法律201号)第39条により指定された災害危険区域
- (b) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条により指定された土砂災害特別警戒区域及び同法第9条により指定された特別警戒区域
- (c) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条により指定された地すべり区域及び地すべり防止区域
- (d) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条により指定された急傾斜地崩壊危険区域
- (e) 津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第53条により指定された津波災害警戒区域及び同法第72条により指定された津波災害特別警戒区域
- (f) 特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第56条により指定された浸水被害防止区域並びに特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号)附則第2条により、なお従前によるとされた都市洪水想定区域及び都市浸水想定区域
- (g) 水防法(昭和24年法律第193号)第15条第1項第4号に規定する浸水想定区域(同法第14条により指定された洪水浸水想定区域、同法第14条の2により指定された雨水出水浸水想定区域及び同法第14条の3により指定された高潮浸水想定区域をいう。)
- (h) その他、水害における被害の発生の危険性が認められると災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条により作成された地域防災計画等で定める区域

(2) 事例報告書 (別冊)

(3) 施設類型別 チェックリストアンケート結果集計表 (別冊)

(4) 都道府県別 チェックリストアンケート結果集計表 (別冊)

令和7年度
老人保健健康増進等事業

介護施設等における国土強靱化対策の推進に関する調査研究事業

事業報告書

発行日：令和8年3月

編集・発行：PwC コンサルティング合同会社